

第四十六回 参議院 商工委員会 會議録 第十三号

(二〇九)

昭和三十三年三月十七日(火曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

三月十二日

辞任

大谷藤之助君

三月十三日

辞任

古池 信三君

補欠選任

古池 信三君

補欠選任

大谷藤之助君

出席者は左のとおり。

委員長

前田 久吉君

理事

赤間 文三君

上原 正吉君

近藤 信一君

田畑 金光君

委員

岸田 幸雄君

小川 幸三君

小林 英三君

豊田 雅孝君

八木 一郎君

吉武 恵市君

榊 繁夫君

中田 吉雄君

藤田 進君

鈴木 一弘君

奥 むねお君

国務大臣

通商産業大臣

福田 一君

政府委員

通商産業

田中 榮一君

事務局側

常任委員

会専門員

小田橋貞寿君

通商産業省

重工業局長

森崎 久壽君

川出 千速君

臣官房長

通商産業大

輸出振興事

市川光學工

業株式社長

勝間光字機

械株式社長

取締役社長

勝間 清君

市川 由男君

石坂 元貞君

山形 榮治君

通商産業省

重工業局長

機械課長

日本ミシン

輸出振興事

業協合理事

市川光學工

業株式社長

勝間光字機

械株式社長

取締役社長

勝間 清君

市川 由男君

石坂 元貞君

山形 榮治君

本日の會議に付した案件

○輕機械の輸出の振興に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出)

○中小企業金融公庫法の一部を改正す

る法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(前田久吉君) ただいまから

商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会

の協議事項について御報告いたしま

す。

本日は午前中は輕機械の輸出の振興

に関する法律の一部を改正する法律案

について、参考人から意見を聴取し、

質疑を行ない、午後は同案について大

臣に質疑を行ない、中小企業金融公庫

法の一部を改正する法律案について提

案理由の説明を聴取し、時間があ

れば、電子工業振興臨時措置法の一部を

改正する法律案の質疑を行なうことに

なりましたから御承知を願います。

○委員長(前田久吉君) 輕機械の輸出

の振興に関する法律の一部を改正する

法律案を議題といたします。

午前中は三人の参考人の方に御出

席を願っております。ただいまから順

次御意見を伺いたいと思存してござ

います。その前に一言御礼を兼ねまし

て、ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙中にもかかわらず、

本委員会のために御出席をいただき

まして、ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々からは大体各自十分程

度御意見を述べ願ひまして、お三人

の御発言が終りましたあとで、委員

の方から御質疑がありました場合には

お答えを願ひたいと思存します。

それではまず、石坂参考人にお願

ひいたします。

○参考人(石坂元貞君) 本日はミシン

業界の事情をお聞きくださる機会をい

ただきましてありがとうございます。

これからミシン業界の問題につき

まして若干御説明いたしたいと思ひま

す。

まず、日本の家庭用ミシン業界の実

情でございますが、昨年度の一年間に

おきます生産の実績は三百三十五万三

千台に達しております。そのうちの五

九%に相当する百九十六万一千台と

いった数字がこれが輸出向けに向けら

れている総数であります。この数字は

大体自由世界の現在のミシンの生産の

約四〇%に相当するのじやないかと考

えませんが、こういった大きな規模で活

動しております日本のミシン業界の状

況を御説明する前に、一応世界的なミ

シン業界の事情がどうなっているの

か、その辺から話に入らしていただき

たいと思ひます。

現在、日本に次いで大きなミシンの

生産国と申しますのは、有名なシン

ガーによつてつくられておりますイギ

リスの大体年産八十万台、それから同

じくアメリカのシンガーでございます

が七十万台、次にドイツがパフ、シン

ガー、アンカー、フェニックスとい

たようなメーカーによりまして年産が

五十万台、それからイタリアの場合が

ネッキ、シンガー、ビゴレリとい

たような形で年産約四十八万台、スベ

インのアルファ、エスタルタ、そ

ういった会社によりまして三十万台、ス

イスが有名なエルナ、それからベルニ

ナといった会社によりまして年に十八

万台、それに続いてフランスがシン

ガーとかコッサンで十六万台ほどつ

くっておりますが、大体こういった先

進諸国の生産額が年産で三百二十万台

くらいにあつてはいるんじゃないかと

思ひます。この世界の現在の生産とい

うものは約八百万台と推定してござ

います。八百万台の中で日本が年間三百

三十五万台を占めておる。同時にまた

先ほど申し上げました国のメーカーさ

んが同じように三百二十万台からのミ

シンを生産しておる。結局いろいろな

問題がミシンについて出ておりますけ

れども、日本のミシンと先進諸国のミ

シンがあらちちでぶつかり合つて

いるという様な様相を呈しまして、

現在ミシン業界にいろいろの問題をも

たらしておるかとございます。

まず、これを世界的な需要の面から

申し上げますと、最大の消費国

でありますアメリカの例で申します

と、アメリカでは大体年にミシンの需

要が百四十万台から百七十万台くら

い、そういうような推定をいたしてお

ります。振り返つて一九五六年、古い

数字でございますが、その辺の輸入数

量から見ますと、当時のアメリカ

の輸入は九十九万二千九百三十台に

なつております。その中で、ヨーロッ

パのたたいま申しました諸国から輸入

されておりましたミシンが三十三万三

千七百四十七台でございます。日本か

らはそれに対して、六十四万八千

台という様なことございまして、

ヨーロッパが大体輸入の三三・六%、

日本が六五・三%といった比率にな

つておるわけでございます。

ところが、これが一九六二年、昭和

三十七年でございますが、そのときの

輸入数字が大体これが五六年と似たり

寄つたりで百四十六万台でございます

が、その中では、日本が八十二万五

百八台ということございまして、輸入

総数量の八〇%を占めております。それに対してヨーロッパが十七万一千四百二十一台というわけでございまして、一六%に下落しております。最初のヨーロッパの三三・六%が一六%に落ちたというような、そういうった幅みでヨーロッパのメーカーには当然あるわけでございます。そうしてヨーロッパのメーカーが次の需要をどこに求めるんだというふうなことになるわけで、当然地場消費というふうになるわけでございます。

ヨーロッパの需要がどのくらいありますかと、大体推定でございましてE E C諸国、これが百四十万台くらいあるんじゃないかと思ひます。E F T Aその他になるわけでございしますが、これが百万台、合計二百四十万台程度というふうなことでござい

ます。この需要に対しましていまの生産力が大体各国でもって二百七十万台だといふのでございまして、アメリカも非常にいま好ましい状況ではない。次いでヨーロッパについてもどうかというところでもうすでに生産がオーバーしておるといふようなことで、ヨーロッパのミシン業界は何とかして需要のほけ口を見つければならないといふことがうなるわけでござい

ます。ところが、それ以外のそれでは後進国の需要はどうかと申しますと、後進国に日本から相当出ておりますが、残念ながら後進国の工業化がどんどん進んでおる、日本のミシンが非常に成功したというのが一つの刺激になっておるわけでござい

ます。たとえばシンガポールのアンチトラスト事件があります。これは、シンガポールのミシンのメーカーからパテントを買ひまして、そのパテントをもとにいたしまして、アメリカ市場の高級ミシンの独占化をはか

つたといふような事件だと思ひますが、そういうふうな事件だともなつて、何とかアメリカ市場を確保して、日本ミシンをポイコットしようといふような動きが、アメリカのシンガポール、さらにまた、スイスのベルニナというふうな会社の共謀といふことがうなる

わけであります。それから、E E Cにいたしまして、現在有名な混合関税事件というのが問題になっております。これにいたしましては、結局は、ドイツなり、あるいはまたイタリア、フランスなりのメーカーさんが、何とかしてE E Cの

需要だけは自分のところに確保したいといふような意味で、日本からの流入を避けよう、これは表面をい

ましては、低価格国からの軽機械の輸入制限というふうなことはござい

ます。御承知のように、日本のミシン工業といふものは、戦後の全然輸入資材も期待できなかったような時代から、官民が一体となりまして部品の標準化、あるいはまた、完成ミシンの標準化につとめてまいりました。この結果、現在のような品質、性能あるいは価格、

ミシンは、戦後の昭和二十一年に生産がわずかに三万七千台から始まりまして、二十六年には早くも百万台に達し、昨午が三百三十五万台になったのでござい

ます。しかしながら、いいことばかりでござい

ません。日本ミシン業界がアッセンブル生産構造というふうな方法に活路を見出した結果、従来のミシンの生産が非常にむづか

な状況になってきた。部品は部品、あるいはまた、組み立ては組み立てといふぐあいに、生産の構造が分かれておるわけでござい

ます。この問題を、軽機械輸出振興法の効果といひます。そう

いふものは、過当競争にミシン業界が非常に悩まされて、たとえ日本輸出ミシン工業組合連合会といふものがあり

ますが、これが昭和三十年に設立されて以来、ずっとこの過当競争の防止といふことを専門にや

つておるわけでございます。ところが、そういう工業組合の活躍にかかわりませ

ず、非常に簡単に生産に参加できる。極端な例で申しますと、ミシンの組み立てといふものは、ドライバーと木づち、金づち、

でございます。

まず、軽機械輸出振興法というの
は、御承知のように、登録制という問
題と、海外に対する輸出振興事業協会
の問題、こういうような二本の柱で形
成されておりましたけれども、第一に登
録制の問題でございます。

この登録制によりまして、先ほどの
ような、いわゆる木づち、ドライバー、
金づちがあれば簡単に生産に入れるの
だということ言えるのが一切排除された
ということ言えるのじゃないか。い
わゆる過当競争防止への第一段階がで
きたがったというふうな見方をしてお
ります。

それから次に、そういったような、
一応今度は、アウトサイダーが簡単に
入れなくなったというふうなことがで
きたがりましたので、業界がいままで
いろいろ施策をやろうと思ひまして
も、それに対するアウトサイダーの問
題があった、中途はんばに終わって
おりましたが、そういう施策をやろうと
いう意欲を深めてまいりました。この
辺は、現在、いわゆる取引系列と言わ
れておりますけれども、この取引系列
の確立という面で非常な効果があっ
た。この取引系列の確立というのは、
まずメーカー、次に、輸出業者、輸入
業者、それにつながっております卸売
り業者、小売り業者、これらの段階に
一つの線を通して、なるべくその
線によってお互いに適正な利潤が得ら
れるように、さらにまた、できれば、
日本の軽機械をもって最も不足してお
ると言われております宣伝活動、ある
いはまたアフターサービスという問題
も、その系列化の責任においてやって
もらうような形を望んでおるわけであ

ります。そういった取引系列の確立と
いう問題も、登録制度によりまして非
常に大きく進むことができたというこ
とが言えるのじゃないかと思ひます。

それから先ほど来問題になっており
ます日本のミシン業界と先進諸国との
問題ということになってくるわけでご
ざいます。現在、世界のミシン需要
というものは、直線縫いのミシンがジ
グザグ縫いのミシンにどんどん変更さ
れていっております。私も高敏化
と言っておりますけれども、そういう
ものの需要が非常にふえておるので
す。このいい実例でございますけれど
も、昭和三十三年当時の日本のミシン
の輸出を見ますと、直線縫いのミシン
が三十一万台に達して、ジグザグ・ミ
シンがわずかに二三・四の三十九万
九千台に達したわけですから、昨年
一変しまして、直線縫いのミシンが九
十六万台に達して、ジグザグ・ミシン
が百一十五万台というふうなぐあい
に、つまり、輸出の品種といたしまし
ては、このように逆転しておる。こう
いうような形でもって、現在の世界に
おけるミシン需要が行なわれておるわ
けでございますけれども、そういうた
需要の高敏化というのに対して研究
を続けなければいけないというふうな
ことも、このアウトサイダーが完全に
規制をされておるという面によって大
きな効果を奏しておるのじゃないかと
いうような感じを持つわけございま

す。

まだいろいろございと思います
けれども、気のついた点を申し上げま
すと、登録制では、そういうような効
果を日本ミシン業界にもたらしておる

というふうなことが言えるのじゃない
かと思ひます。

次に、第二の柱になっております輸
出振興事業協会の問題でございます
が、先ほど来問題になっておりました
EECにおきまして混合関税の問題、そ
れからまた、アメリカにおきましてシ
ンガーの問題、そのほか、最近では、た
とえば南阿連邦におきまして輸入制限
の問題とか、あるいは豪州におきまして
輸入制限の問題とか、いろいろ日本の
ミシンというものは、いま世界最大の先
進国になりつつあるわけでございます
から、そういった事件がいろいろ発生
してくる。そういったような問題を、
海外の駐在員、あるいはまた海外に
張っております情報網、そういったよ
うなものを通じて、どんどん日本
側としては情報をキャッチしておるわ
けでございます。そのキャッチされた
情報を私どもの機関でございます評議
員会でありまして、あるいは総代
会、そういった場を通じて施策を
して対策を講ずるというふうなこと
も、非常に効果を發揮したのであ
ります。大体そういったと、EE
Cの問題にいたしまして、どうやら
混合関税がかからないでも済むの
じゃないかというふうな情勢になりつ
つある。同時にまたアメリカのシン
ガー事件にいたしまして、これはア
メリカ政府側の控訴が受け入れられ
て、最高裁では勝訴になり、日本の業
界側に有利な判決が出たというふうな
ぐあいでございます。いずれも事件
といたしましてはミシン業界に好まし
い方向にいきつつある。こういったよ
うな動き、これはおそらく輸出振興事
業協会があったればこそ、この法律が

あったればこそ、できたのじゃない
か、——そういったような効果を發揮し
たのじゃないかと思ひます。

それからまた、一般的に法律の四十
六条で、事業協会の業務は定められて
おりますけれども、その中に調査であ
るとか宣伝とかアフター・サービスと
か、そういったものがうたわれてお
ります。そういった面にいたしまして
も、アメリカにおいて、あるいはパナ
マにおきまして、デューセルドルフに
おいて、あるいはバンコックにおきま
して、これを積極的に実施している、
こういったようなたゆまざる宣伝活動
が、そういったような日本のミシンの
輸出が減退にならないで、とにかく曲
がりなりにも増大しているというよう
な実情にうまく合っているのじゃない
か。

それからまた、これは非常に古い数
字でございますけれども、たとえば
まから十年ほど前の二十七年ころの数
字で見ますと、当時欧州に對し
ます日本のミシンの輸出というのは、
輸出数量のわずかに一・四％しかなかつ
た。それが昨年あたりになりましたと一
八・二％になっておる。そういうよう
なこの行き方というのは、結局後進国
が先ほど申し上げましたように、徐々
に工業化をしている。それに伴って輸
入制限をするということになって、と
にかく輸出市場としては道をだんだん
断ち切られておるわけでございます
けれども、そういった輸出のできない
部分を先進国に向けていく。同時にま
た先進国の需要もますます拡大してい
くというふうなことを事業協会のこの
業務の面でやっておるわけございま
すけれども、そういった意図というの

は、ある程度目的を達成しているの
じゃないかというふうな実情になって
いると思ひます。このこと
とはミシン輸出振興事業協会がやって
おりました、この法律によってやって
おりました効果ではないかと思ひま
す。そういったふうに思われるわけご
ざいます。

本日参考人として呼ばれましたの
は、この改正につきましての意見の供
述というわけでございますけれども、
私も、私どもはただいま申し上げま
したように、日本のミシン業界という
のは世界の先進諸国のミシン・メー
カーと従来強烈に市場競争をやりつ
つあつた、そのためにいろいろ問題を
惹起しやういというふうなこともあ
りましたので、これ以上とにかくメー
カーさんが簡単にふえないように、こ
ういう軽機械法の登録制、それからまた
事業協会を通じて行なう海外活動
といったようなものがせつかくこま
で効果があらわれて、こどももって
なくなってしまうというふうな事態は
好ましくないのじゃないかというよう
に考えております。

で、できれば、この法律がなおし
ばらく、できれば五年ほどは延長され
るようをお願いをしたい。その一つの
例として、大体この軽機械法ができ
ました以後、アメリカに對する取引系
列の確立といったような問題を真剣に
進めているわけでございますが、大
体現在ではアメリカ市場につきましては
ほぼ安定期を迎えつつある。大体アメ
リカのバイヤーに對します取引系列と
いうのが十二ないし十五くらいにいま
のところなっておりますけれども、そ
ういったところと完全に手をにぎった

しているので、事業協会が行なう見本市に、自己のブランドで出品して注文が出て、出荷の割当がないために出荷できず、むしろ、そのためにバイヤー等の不信を招き、見本市等の意義が半減している。こういうような事柄

もでございます。

輕機法四十六条の五号業務で、一手買い取り、販売業務を実施し、失敗したのであるが、部品業界のチェックのために形式買い取りを依然として残しておりありますが、このために部品の割当ワクがないときは、完成品業者は完成品を出荷できず、商社、バイヤーより不信の声が高まり、ＬＣの期限を延期しなければならず、輸出の阻害となっており。また、取引をキャンセルされた場合も相当ある。

まあ、こういうような、まだそのほか数えあげれば多々ございますけれども、要するに、この輕機械輸出振興法案なるものは、私どもが当初に反対し、しかし、それも一時実施されたからしかたなしに、それをいただいて

てきた姿を見てみると、**実際私**
どもが心配しておったこととほとんど

似たようなことであった。大体私どもは五年の時限立法であるから、五年た

てば、これは消えちやうんだらうといふふうに考えておつたが、どっこいそうではない。これは時限立法でも五年たてばまたいい法律だからやってくれといわれて、三年でも五年でも増えなきやならぬ。また延ばす。結局恒久法と同じになつてしまふのだというやうなことも聞かされて実はがっかりいたしておるのであります。

で、さらに事業協会がこの法律に基づきまして登録の停止をいたしておるのではありません。登録の停止も何とやら要らないから、私どもとしてはもう一切こういうことはやめて、そうして自由に商売ができるようにさしてくれと、こういうような気持ちで、もう切実に、こうした委員会に今日呼ばれておられるが、ぜひひとつこういう法案を即刻やめていただきたい。こういうふうに考えておるものであります。

なお、私どもの業界では今月五日に団体法の規制命令を延期するかしないかでもって争いまして、五日の日には私どもの考えておる、もうこういう規制命令、こういうことをしておいても、海外がどんどん進んで、他国でもってやっているんだから、日本だけではない規制してやっておいても、これはもう温室育ちであって立ちおくれちゃって、世界市場で技術上の競争その他でなくなつて、だめになつちゃうか、世界の市場を奪われてしまふから、もうこの辺でもって団体法に基づくところの規制命令はやめてもらおうじゃないかということ、三分の一以上の者が総会においてその意見を出しまして、そうして三月五日の会議は規制命令延長を打ち切るということに決定したのでありますけれども、さらに役所のほうから盛んに圧力をかけまして、そうして三工組がどうかとことうとかいって、またもう一べん総会をやリ直せとこういうことを聞かされて、しかもたがなしに今月二十三日にさらにまた総会を開いて、そのことを決戦するのでございまして、この決戦の暁には、私どもの事業協会に及

ばす影響も相当あらわれてくるのであります。ましようししますが、どちらにしても、もうこういう法律はもうとどめておいてもらいたくない。やめちやうてもらいたい、こういう念願で一ぱいでございます。

○委員長(前田久吉君) 次に、勝間考人(勝間清君) 勝間でございます。

○参考人(勝間清君) 勝間でございます。私は現在日本輸出双眼鏡工業組合の副理事長、それから日本双眼鏡輸出振興事業協会総代会の企画委員長、そして現在も勝間光学の代表取締役をやっております。

軽機械輸出振興法案に基づきまして、諸先生方が双眼鏡の業界の実態を御傾聴下さることを厚く御礼申し上げます。

まず、世界における双眼鏡の市場情勢について申し述べたいと思つて、戦後初めてわが国の双眼鏡が輸出されましたのは昭和二十二年でありまして、その数はわずかに二万八千台、金額にして約五百三十三万です。その後、輸出の伸長に伴ひまして、八年後の昭和二十九年には五十万台、さらに三年後の昭和三十一年には百万台に達しまして、この当時輸出の形状として、大いに刮目されたわけでありまして、昭和三十八年には百五十万台、金額にして約六十億円をこえるに至つた次第でございます。

このように、双眼鏡の輸出については、先進国であります西ドイツ、フランス等を断然圧倒いたしまして、いちじらしい伸長を遂げまして、世界の双眼鏡の供給においては、ほとんど独占的といつてもよい地位を占めるに至つたわけであ

ります。この陰にはいろいろとPRの活動の力もあつたわけでありまして、こうして獲得しましたマーケットを維持するため、現在事業協会を通じて、PRあるいはアフター・サービス、市場実態の把握につとめておりますが、西ドイツのツァイス社、最近になりましてアグファ・サウアー社の市場の巻き返しというものを着々進めており、また昨年あたりから香港が双眼鏡生産に乗り出し、また一、二の後進国もこの生産計画を立てているような現状であります。

昭和三十四年の十月、現在の事業協会が設立される前は、双眼鏡の輸出は、全くのめくら貿易でありまして、全生産の九五%以上を輸出いたしております。産業であるにもかかわりませず、海外市場の実態は、輸出業者等の情報に基づいてやっております。販売はちろんのこと、アフター・サービスも、PRも、すべて商社まかせというやうな状況であつたのであります。この業界は九五%以上が、もうほとんど中小企業の小企業と申しましようか、小企業よりも零細企業が非常に多いのでございまして、こういうことは、それまではたいへんいたし方ないことであつたのでございまして、しかし、事業協会が設立されましたあとは、少額の負担金と政府の補助金によりまして、長年の宿願でありました海外市場の調査あるいはPR、アフター・サービス、品質改善という業務が実現されるやうになつたのであります。

このことにつきましまして、もう少し詳しく述べますと、海外市場の調査とPRにつきましましては、海外市場調査団を、アメリカ、カナダ、ヨーロッパ、

香港、台湾に派遣いたしました。われわれの輸出した双眼鏡の実態といかに消費者に愛用されているかを調査いたしました。この結果は、事業協会から派遣されたのでございまして、われわれ業者に対して報告会あるいは会報によつて発表されまして、その調査資料に基づいて業界の運営を計画しまして、PRとして、双眼鏡の使用方法だとか、あるいは扱い方の注意事項、それによりまして今度は双眼鏡につきましますLJマークあるいは輸出検査の合格証の意義等のパンフレットを小売店に配布しているやうなわけでございます。

アフター・サービスという面におきましては、海外主要都市にサービス・センターを設け、消費者等の相談に應ずる体制を整備して、輸出の倍増を企画しております。この点は現在私が企画委員長を担当しております。いままでのこの点で及ばなかつた、いわゆるセンターを設けることに及ばなかつたことを非常に強調して、このことに対しては着々とこの方面に伸長しているやうな次第でございます。

現在ニューヨークに事業協会の職員を常駐しております。常にその情報をキャッチして、品質の改善と苦情処理につとめ、品質改善には、現在財団法人として日本双眼鏡開放研究所に委託し、それと、われわれの工業組合に技術委員会というものがございまして、それから選抜された委員と、かつ日本望遠鏡検査協会との緊密なる連絡のもとに、その成果を着々とおさめている次第でございます。

以上は事業協会のほんの概要を述べたのであります。前述のとおり、海外の競争相手が生じつつあります。

で、市場調査、PR、アフター・サービスの確立、品質の維持向上は、ますますその必要の度合いを増してきていると言わざるを得ないのであります。したがらしまして、われわれ零細業者のみの資力ではとうていなし得ないこれらの業務を、少額の負担金と、それに政府の補助とによつて強力に推進するためには、事業協会の存在ということが不可欠であると信ずる次第でございます。

次に、登録制の必要性につきましても、われわれ双眼鏡製造業界は、典型的なアッセンブル・システムでもってやっている業界でございます。特に大規模な設備は要しませんが、双眼鏡の性能、精度を検査する設備が最も必要であります。よく双眼鏡はドライバー一本でできるやうに言われておりますが、これはほとんどないこととございまして、ドライバー一本だとか、勘で双眼鏡をつくるということ、これはできないわけでございます。そういう点、海外の消費者は高度な双眼鏡を望んでおりまして、一定の基準、つまり品質管理、あるいは卓越せる技術者、それから設備が、機械が、それこそ高度な機械ということが必要ありませんが、双眼鏡をつくる上においての一定の設備によつてつくられた双眼鏡、しかも製造業者の保証、すなわち登録番号を付した双眼鏡がほしいのであります。これにこたえようとするのが登録制でありまして、この登録番号の表示は、消費者に対する生産者の責任でもあるのであります。

このやうなことから、必要な登録制によりまして、現在登録されている月間の最大製造量は、二十五万四千台で

ありますが、昨年の月平均出荷数量は約十二万七千台でありますから、実に二倍近い生産能力を有しているということになります。このことはすでに生産能力が過剰であるというを示しておりまして、これ以上業者がふえるということは、業者が共倒れの危険にさらされていくと言わざるを得ないと思ひます。昭和三十六年四月以来、登録の停止の措置が講じられておりますが、これはまさに中小企業団体組織法による調整事業を、さらに効果的なものにしていくと私は考えております。

このような登録制に加えて、登録停止により過剰生産能力を完全に防止しているのは、この輸出振興法に基づく双眼鏡と、それからミシンだけでございます。何としてもこの特権を守るのがほんとうであつて、みずからこれを放棄するようなことがあつては、私はならないのではないかと考えております。

ここで、前に触れましたが、団体法に基づく調整事業、すなわち第五十六条の規制命令について申し上げたいと思ひます。現在の生産能力は需要の二倍をこえております。このことは非常に、好むと好まざるにかかわらず、業界全体の経営を維持するために、万難を排しまして、需給の調整をはかつて、無用な業者間の生産競争、出荷競争を避けなければならぬことを訴えているものと言わざるを得ません。これは規制命令による調整事業を開始しました昭和三十一年十二月当時と同じような状況でありましたが、十年近くも何も行なつてこなかったじゃないかというおしかりを受けるかしりませんが、いわゆるP.R.等によりまして伸び

を示しているとはいへ、限られた需要に対して二倍をこえる生産能力があること自体に問題があるのでありまして、これは時でもつて解決するとか、そういうものではないのじゃないかと思はれるのであります。解決策はただ一つ、これ以上過剰生産能力をふやさないことで、この問題はP.R.等によつて需要を開拓することにあるのじゃないかと考えるのでございます。

さきに述べましたように、香港、あるいは後進国等の生産攻勢ということ、これは別個に考えたいと思ひます。すなわち香港の双眼鏡、つまり私たちの輸出検査基準にはどうして及ばないかと、西ドイツの高価品に対抗する手段として、廉価な優秀な双眼鏡を輸出すべきであつて、この問題に關しては、われわれ業者間で過当競争をもち、そして香港あるいは西ドイツあたりの思ひつばにはまるような規制をまで撤廃して過剰生産に打ち込むべきでない、こういう考え方を持っておるわけでございます。そういう意味におきましては、登録制の廃止などということとはどういふ考えられな問題でございます。いまこそわれわれ双眼鏡に寄せております消費者の期待にこたへるには、そういうことな

く、独自の輸出産業に飛躍発展すること、一番大切でありまして、もう一度声を大きくして申しますならば、規制の撤廃、登録制の廃止ということ、これはわが業界にとってはもう自殺行為にもひとしいのではないかと、これを考える次第でございます。わが国の業界の、前にも申し上げま

したが、九五%以上が非常に零細業者でございます。大体三十人以下が多いのでございまして、百人というのは数えるだけしかございせん。資本力もきわめてそういう面では乏しい次第でございます。設備の近代化、品質の改善ということは非常に困難な状況にありまして、それに加えて、最近では労働力がとみに不足しております。おまけに経費は非常に上昇しております。採算面の悪化はひどいものでございまして、これを打開いたしますためには、事業の共同化とか、あるいは取引の系列化等によつて企業力を強めまして、生産性を高める必要があると思ひます。またこれによりまして、資材の共同購入とか、いろいろなその面におきましてコストの引き下げ、そして海外諸国に対しての競争力を大いに涵養しなければならぬと思ひます。このために現在当局にお願いいたしまして、中小企業近代化促進法の指定を受けまして、税の軽減あるいは近代化資金の借入れを行なつて企業体質の改善をはかりたい、こう考えている次第でございます。また、品質の改善、新製品の開発にも力を注いでおりますが、これは双眼鏡開放研究所に依頼し、先ほど申しましたように、着々その成果をおさめて、ここで申し上げてもおわかりにならないかもしれせんが、レンズの研磨機とかあるいは検査機だとかというものの研究を盛んとやつてゐるわけでございます。

わが業界の調整活動は、ちょうど八年目を迎えておりますが、その間、調整数量の割り当ては実績に基づいて行なつてわけてゐるわけでありまして、割り当てと生産の実態との間にアンバラ

ンスが生じてまいつておりますが、これは何としても早急に是正していかねばならぬものの一つでございなければならず、これに關しましては非常に困難な問題がございまして、なかなか業界全体の賛同を得られるような解決策が見当たらない実情でございます。これは私も小ワラ業者、大ワラ業者という問題にからまづてゐるのであります。いまこのときこそ、お互いが譲り合つて、そして業界の実態に即した割り当てを、何とか改善方法を考へて、もつて業界を一丸にして、そうしていわゆる外患——と申すと非常に大げさになりますが、内憂は、中心でいふと反対があり、賛成がありというところもなく、一致して処するようになつたものだ、そうして海外に大いにP.R.して輸出の倍増をはかりたい、そう考える次第でございます。

取引秩序の確立に關しましては、これも工業組合におきまして、いろいろ立案いたしました。協同組合による資材の購入あるいは協同組合によつて共販、共同受注ということも打ち出していろいろと研究いたしております。そういう面におきまして、これはこの業界に当てはまらないかも知れませんが、現在鶏卵あるいは青果、こういうようなものの例を見ましても、非常にうまく円滑にやつてゐるじゃないか、そういう面におきまして、われわれ業界には、いわゆる機種は同じにいたしましても、品質がまちまちでございまして、これを乗せるというところは非常に至難な点もございまして、その点は双眼鏡の開放研究所におきまして、いわゆる規格の統一をはかつて、そうして安心して消費者が買え、

あるいは外国のバイヤーから注文を受けられるように持つていって、業者間の値下がり防止して、過当競争をなくすという方向に持つていきたいという考えを持つております。それが、まだその成果があつておりません。商社のはうからは盛んに取引の系列化を申してきております。そうして向こうの輸入業者、輸出業者、メーカー、そうしたような一本の線で、優良系列でもつて、価格の維持をはかうという相談を受けてゐるのであります。共同受注、共販には資金が必要でございまして、その資金を獲得するために、私は幸ひにして事業協会の企画委員長を担当しておりますために、事業協会の資金を何とかして工業組合に融資を受ける、あるいは協同組合に融資を受ける、これを共同受注の一本化で一月あるいは二カ月のプランクがあつた場合に、その穴埋めに利用したいという考えも具陳いたしまして、目下事業協会と盛んに折衝してゐるような次第でございます。

以上双眼鏡につきまして、世界市場におきまする地位、今後の市場対策あるいは国内体制のことについて申し上げましたが、市場対策としましては、いままで大きく飛躍いたしました双眼鏡のマーケットを失いたくない。さらに市場の開拓を初め、アフターサービス・センターの設置、そしてそういったようなことで、われわれ業界からも盛んに海外に調査に出まして、大いに事業協会を活用していきたい、こういう考えを持つておるわけでございます。国内対策としましては、登録制による品質の維持、保証、規制による需給の調整並びに中小企業近代化促進

以上をもちまして、私のこの法案に
関する賛成意見を具陳いたしました
が、われわれの意図するところをよ
ろしく御指導下さることをお願いし
上げる次第でございます。

○委員長(前田久吉君) それでは、参
考人の方々の御意見の開陳は終了まし
たので、ただいまの御意見に御質疑の
おありの方は順次御発言を願います。

○樗牛 夫君 この法律は五年前に施行になって、これからさらに五年間延長をしたいというのがいま審議をしております法律の内容であります、この法律はメーカーが非常に零細な人が多い

い。そこで、他の業種ではあまり見られない登録制を実施いたしまして、企業体質の改善を初め、過当競争を何とか押えてやる、そうして業界全体のためになるようにということで、これは

できたものでありますが、この登録制を採用いたしましたして、新しい業者の出でくることは、より競争を激甚にするものであるというので、企業そのものの登録制を採用しておるのが非常

な一つの特徴であります。で、これまで五年間、まあ登録停止を命令いたしました。からは五年間はたっていないけれども、この三年なり四年なりの間に業界としても自主的にこの法律の趣旨

に沿うような努力がなされていなければならなかったと思うのであります。

そこで、登録停止の実施が行なわれましてから、ミシン業界あるいは双眼鏡

業界ともに、これを教えていただきたいのですが、ただいま業者の数はどのくらい多いのですか、それによって変遷を示しておりますか、それからこれに従事する労働者数はどういうふうに変わっておりますか、生産性はどのような推移を示しておりますか、この三点について石坂さん、勝間さんからそれぞれおわかりでしたら、ひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○参考人(石坂元貞君) ただいまの樺先生の御質問の中で、事業者の変遷、それから従業員数の変遷と、あと生産量の変遷状況についてお答えいたします。従業員数は私の手元に資料がございませんので、また後ほど調べまして申し上げます。事業者につきましては、この軽機法が施行されます直前のは、当時ミシンの工業組合に加入しておった員数についてお答え申し上げます。

百九十一社ありましたが、軽機法の登録制ができてまして、いわゆる輸出向けミシン製造業者の資格を得て登録されたものは百二十一社でございます。ここに大きな開きがございますけれども、この大きな開きと申しますのは、先般もいろいろ申し上げましたけれども、ミシンにつきましては、いわゆるメーカーといっておりながら、実体は小売業者であったり、あるいはサブライ

ヤーというような方が、組合に相当数加入しておりました。それが登録の際にほんとうに輸出ミシを専心やるという方々だけが残ったわけでありまして、決して希望された方が排除されたということはありません。その後組合内部でもいろいろ皆さんの案のせり合いをいたしまして、とにかく百二十一社でもまだ多いというようなことが

盛んに検討されました。何とか生産の窓口を減らし、そして過当競争を少なからくしていこうというような意欲があらわれまして、たとえばミシンの生産をやめたいというような者には、特別な費用を組合が補償いたしました。やめてもらってたわけです。その結果、現在六十七社が残っているような状況でございます。これ過当競争の防止というようなことを含めまして、いわゆる軽

次に、生産の数字でございますけれども、生産は大体漸増の傾向をたどっております。というのは、輸出自体も概して伸びております。また、国内の需要もふえているというようなことでございます。生産を申し上げますと、ちやうど軽機法ができました三十四年

は二百五十七万一千台、三十五年は二百七十四万九千台、三十六年は二百九十三万一千台、三十七年が三百八万九千台で、昨年の三十八年が三百三十万三千台でございますから、徐々に生産数は伸びております。この辺が輸出向けに向けられ、あるいは国内向けに向けられておるといふことでございますから、一社あたりの生産はそれ相当に増大をしておるといふことは言えるか

○参考人(勝間清君) お答えいたします。ただいまの御質問につきまして、事業者数でございますが、三十三年度におきまして二百十三社、三十四年度におきまして同じ二百十三社、三十五年度で二百十七社、三十六年度で二百十九社、三十七年度も変わりはありません。三十八年度も変わっておりません。

せん、三十九年度でもって二百十七人になっております。

労働力のほうは、三十三年度がこれは組み立て業者ばっかりのことを申し上げるのでございますが、四千五百人、三十四年度が四千二百人、三十五年度が三千八百人、三十六年度が同じく三千七百人、三十七年度が三千五百人、三十八年度が三千人、三十九年度が三千人となっております。

これに伴ひまして生産量でございますが、輸出数量として申し上げたいと思つておりますが、三十三年度一〇〇％としますと、三十四年度は一三％、三十五年度が九九％、三十六年度が八六％、三十七年度が一〇八％、三十八年度は一二五％、こういったような数字が出ております。

○椿繁夫君 ミシンのほうは登録停止を行なったときが百二十一社で、現在

は六十七社になっておるということでございますが、これは企業統合などを行なつて、そして設備を適正な規模に高めることによつて近代化を考えられたのであるか、それとも自然に減少したものであるかということ、ちよつとお尋ねをいたしたいと思ひます。

それから双眼鏡のほうは、業者が大体登録停止のときから、業者の数は横ばいであつて、従業員数は漸減の傾向

にある。生産のほうは最終年度においてわずかに向上を示しておるといふことなんでしょうが、私のお伺いをしたいのは、五年間のこの法律の時限立法というのは、憲法で保障しております職業選択の自由の原則を制限して、法律によってではありませんけれども、制限をして過当競争をさせないように取引系列の確立などを行なつて、

そして輸出産業として発展をしてもらうようにということの願いで、そういう大胆な法律的措施をとっておるわけです。それにこたえるにしては、双眼鏡業界の自主的な努力というものが、この数字の上では、ちょっと見られないのですが、大体主要な理由というのはどういふところにあるのでございましょうか。

○参考人(勝間清君) 製造業者数は登

録によりましていまお話のとおりに横ばいでございます。この点はこの振興法が施行せられたときと何ら変わらない。従業員数におきましては、先ほど申し上げましたように、非常にここでは労働力が不足しておることとを申し上げましたわけなのでございますが、われわれ大企業のメーカーでもございませんで、ほとんど零細でございまして、この労働力の不足を補

うのには、過大な時間を要求するというわけではございませんが、ほとんど残業を重ねまして生産能力をふやしているような実情なんでございます。そういう面におきまして、輸出数量は大体三十六年が八六%と申し上げましたが、三十三年度の一〇〇%から見ましても上昇しているように考えられるわけなのでございます。この点は私は先に申し上げましたように、P Rと、そ

れからその間、数量の調整活動によりまして、増ワクとか、いろいろなものを取り上げたというところで行なつてまいりましたために、この稼働率と相まって決して劣っているものではないと考えているわけなんです。それでよろしゅうございましょうか。

○参考人(石坂元貞君)　ただいまの御質問でございすけれども、ミシンの

場合に、確かに業者の数が減っており、その中で純粋な自然減というものは、おそらく三社か四社かと思ひますが、あとの業者につきましても、これは実際問題として非常に小さな生産のワグあるいは生産の規模というのでは、パイヤーとうまくつながらないといつたような状況がございまして、パイヤーのほうでは、たとえば一応ジグザグ・ミシンから直線に至りますという機械種の、ファミリー・タイプと言つておられますが、そういったミシンの注文をするという形がミシンにだいたい多くなつてまいりまして、そういったパイヤーからの需要に対応するためには、どうしても生産を高めるというか、いわゆる自社の生産の範囲を広くしていくという必要があるがございまして、大体においていわゆる合併されたという形でも一つ一つの企業体になつてゐる、そういう形じやないかと思ひます。ですから自然ではなくて、一応とにかく現在の需要におこたえするといふような意味から徐々に小さなメーカーさんがかたまつてつあるといふような傾向だと存じます。

○榊繁夫君 双眼鏡のほうは、中小企業の設備の近代化促進法の対象業種に指定を望んでおられるようですが、いま伺いましたようなことでは、もう少し適正規模にまで引き上げていくような企業合同といふか、自主的な合同などによつて、業者数というものがもつと整理される必要が、業界にあるのじやないかといふような気がいたしますが、それはそれとして、問題はその輸出なり生産割り当ての実績が、過去の実績が中心になつて、現在もその実績のままで、調整活動が両業種とも

行なわれておる。ところが、この数年間の経済情勢の推移などもありまして、実際にその割り当て量といふものは、そぐわなくなつてゐる。実際とは違つてきておる。何とかここで法施行前の実績ワグによつて割り当て制といふものを維持していくといふことを、再検討しなければならぬ時期にきておるのではないかといふことが考えられます。勝間さんもおそのことは御発言の中にあつたようですが、その場合は、どういふふうにご割り当て数量といふものを変更していくかといふことは、なかなか、業界どこでも同じだと思ひますが、むずかしい問題です。生産の実績あるいは設備の状況、それに従業員数等も勘案してみて、再検討をするといふふうなことがいろいろ考えられると思ひますが、どのような方法によつてそれを考えになつておるかといふことが一つ。

それから市川さんにもお尋ねをしたのですが、そういう割り当ての実績について不満がある、あるいは事業協会の金の使い方についても不満がある。そういうことで、さらに五年間の法律の期間を延長するといふことは、反対であるといふふうなことが、主要な原因だらうと思ふのですが、この割り当て制度の再検討、それから先はどお話の中に、協会が一手買い取りのことをやつてストックを多くして、ためにその損害を業者にかけたといふようなことがお話に出ましたが、そういうことは、組合としてはやつぱりできることになつておるのですか。あわせてそのお尋ねをいたします。

○参考人(市川由男君) 今日はおもう公な場所でございますので、出ておるデータでも数字でも、何でもみんな公なものを出しておるのですが、実際の私どもの業界は二百十何社なんに繰上つておるものには百五十社もそれ以下かもしれません。あとはやはり、ワグがありますからね、ワグを操作してワグでもつて操作しておる、こういうような姿が相当あるのです。それと、かなり大きな規模のメーカーと称しておつても、そのメーカーには従業員も置いておかない。わきの、ちよつと裏だのほうでやつておる、調整だけ、組み立てだけやつておるところへ出しちやつて、自分のほうはワグのほうで操作をしておる。こういうことで、それからワグの配分でございますが、これはまさにできた当初から今日までちよつとも変わつておらない。大名は大名、大ワグは大ワグ、小ワグは小ワグで、でんとしてそのまゝきつておる。途中でスライド制をするとか何をするとかいつて、多少ずつ直したようなことをいつてはおられますが、事実直つてはおらないのであります。依然として昔のままなんです。そういうところにやはり小ワグの連中の不満があります。そして、もうこの辺で、団体をこのまま、業者のための法律なんだから、お前たちを守つてやるための法律なんだから、あたりがたくちよつうだしいておけよといふ法律を、ちよつうだしいないで、団体法の規制命令の法律が、三月の五日の総会におきましては、賛成九十七、反対が七十一票ありまして、それで、規制命令延長は、それでつぶれてしまつたのです。ところが役所のほうから、アッセンブルの

ワグがなくなるとたいへんだといふので、パイッと呼んで、拇印でもつて押しせまして、さらに工業組合のころへ持ち帰つてきて、これらのパイッのほうですね、レンズをつくらうとか、金ワグをつくらうとか、それからガラスを押して型をとるか、こういうような三つのコースの陳情書を添えて、さあお前たちまゝございしていると、これらのものに占められちゃつて、ワグを占められちゃつて、お前たち商賈でなくなるぞと言わんばかりのあれで、さあ総会やり直せと、こうきたのです。それで、今月二十三日にはさらに総会をやりまして、たいがい私たちは勝つておると思つております。三分の一以上あれば、団体法でもつて規制命令延期はお断りすることができるといふので、それでいま盛んにやつておられますけれども、そういうふうなうちに、ともあれ商賈の中に役人が入つてきたのじやだめだといふ考えから、もう役人お断りだ、それからすべてこういうふうな規制命令だ、何だかんだ、こういうものは、このまゝやつておつても私らはつぶれてしまふ。法律のためにつぶれるよりも、いさぎよく自分らは野放しで自由に戦つても、らつて滅びるほうがいさぎよいんじゃないか、こういうところまで確固とした覚悟になつてきておられますので、あとはもう二十三日の決戦を待つのみです。

○参考人(勝間清君) 私、先生にお答えいたします。この場合におきまして、市川さんが、私とはちよつとまた違ふ意見でございますが、この会はそのういつたようなものでデイスカッションしたくないと私は思つておりますが、ただ先生のお答えだけにしたと思つております。先ほど申し上げましたように、調整数量の割り当てといふことにつきまして、これは私は非常にこの点頭を悩ましておまして、私はここで自分のことを申し上げると非常に誤解もあり、いろいろの面ですすいのじやないかと思われまふけれども、一応前後の事情としまして申し上げたいと思ひますが、私のところは一期間七千幾らでございますから、一カ月千八百本でございます。それで大ワグといわれているわけでございしますが、従業員は約百人抱えております。設備は全部、レンズ工場、それから機械工場、組み立て工場、あらゆる部門、一貫作業を実施しているわけでございします。それで千八百本で実績をあげて、給料は約三百万払つております。月給料は約三百万払つておまして、小ワグといふ問題にしましては、こういう面が小ワグの人にも言える問題でもあり、そのワグの中でもつて、何とかして努力してやつていかなければならぬ。そこで、私が申し上げたいことは、先ほど申し上げましたように、過当競争におちいるといふことが一番こわいわけでございまして、登録制が絶対必要であるといふことを申し上げたい。同時に規制命令も、これもまた必要である。関連部品——いわゆる団体法の規制命令は、関連部品とはいへ、別個の規制命令を受けているわけでありまして、私のほうはがはされた場合に、単に、その規制命令があるといふこれは非常に遺憾にたえない次第であります。そういう面におきまして、いろいろ反対、いや賛成とかい

ことがございますので、調整数量の割り当てにしましては、私は実に画期的と申しましょうか、全部献上してしまおうじゃないかという案を第一番に持っているわけでありまして。ということは、割り当てられた、いわゆる一期割り当てられた四十万本なら四十万本の総ワクを、工業組合に全部供出して、使いたい方はかってにお使いなさい、そういう考えでもっているのでございますが、さて、この問題に關しても非常に疑義を持っております。これは私は先般私の方に調整委員会というのがあるとして、この案を自分から出して、御検討願ったのでございまして。この問題に關しても、いろいろ疑義がございまして。なぜならば、一つの条件として、価格は絶対に守ってもらわなければ、このワクを使用してもらつては困るのであります。この前に、一応保有ワク制度というものを設けて、自分の持ちワクから二五%を工業組合に供出したしまして、さらに協同組合のほうに委託されるような結果になりましたが、それを持つたのでございまして、ほとんど使い切つてしまつて、値段にかまわず——一応の値段の点は考へて約束したのでございまして、値段の点を考へずにどんどん使つてしまつた。言うならば、特定の業者が非常にこのワクを使つてしまつた。その面におきまして価格はほとんど低下したのでございまして。それで、私は理事でもございまして、副理事長もやっておりますので、この次は四月の調整数量の割り当てですが、査定になるのですが、今期の数量には保有ワク制度をいろいろの面から要求されましたが、私は断然反対し

たのでございまして。それは価格が維持できない、価格が低下していく。それは言うならば、善良な業者を侵食するような結果になるわけではございまして。そこで、私がこの間調整委員会に出しましたのは、全部のワクを供出して、じやないか、工業組合に。そうして全部がそれをお使いになりたい方はお使ひなる、ただし、価格というものは、ひとつここで国内の販売価格というものはこしらえてもらわなければ困る、その価格に似合つたものならばお使ひになつてもけっこうではないでしょうか、こういうことを出したわけですが、価格という問題になりますと、ずっと前にチェック・プライスが廃止になりましたが、チェック・プライスが廃止になりました、価格というものはたへん問題がございまして。ですから、この価格をきめるということが非常にむずかしい問題になつてきております。それで、まだその問題に關しましては、出しただけでも、この間私も所用がございまして、調整委員会に出席することができませんでしたが、結論も聞けませんでした、案はそういう案を持つてゐるわけではござい

う、そうしたら自分の使うワクはもう決定して、安心していつでも使える、こういう面があるのじやないでしょうか、そういうことも立案して、同時に調整委員会に提出してございまして。以上のようなことではございまして。○参考人(市川由男君) この席を討論会のようにいたしてしまひまして、まことに申しわけございませぬが、勝間さんのおっしゃつてゐることは何が何でもかちつともわからないのでございまして。それで、保有ワクという、先ほどそこへデータを出しました下のほうに保有ワクとしてある。そのときに出荷が非常に伸びたのでございまして。あとはいり取りをやつてからずつとだんだん数字はずつと軽機械振興法が実施されてから、ずつとだんだん落ちてゐるのではありません。そして、大ワクを締めて価格を安くならないようにしよう、こうする。ところが小さいほうのワクのものは一カ月に、さつき勝間さんは千二百本とか三百本とか言つておられましたが、小さいほうのワクは二百本ないのです。百五十本ぐらゐしかワクをもらつてゐないものだから、ですから、そこにも争ひの種があるのでございまして、そうして、そういう少ないワクではとてもやり切れないというところ、もう少しよいもらいたいという運動がある。それで、まああつてやろう、こうしてやろうと口先だけはいいいけれども、実際にやると、大きいワクの連中はそういうことではだめだとこゝれを押えられてしまつて、いつまでもたつても同じことを繰り返して、口先だけいいやうなことを言つておつて、この保有ワクをやらせておいて、ちよつ

とやつたらすぐやめにしてしまふ。こういうやうな工合でもつて、私どものほうの業界はもう対決あるのみでありまして、そういう点價格の統制なんか、たいへんありがたい法律案でございましてけれども、実際は自然情勢の需要供給の原則に支配されてしまつて、もう何ぼチェック・プライスを設けても、それを下回つてなくなつてしまつた。ワクでもつて数を締められておるから、ばかに安いことを言つてくれば、ワクがないからと、これは断われますけれども、しかし、在庫品を整備した当時は、在庫品が潜在供給力となつて品物がずつと安くなつた。それも苦勞して在庫品を引取り、また苦勞してほかの品も売つて出た、そのために十社や三十社は衰へたつてしまつた。それから後も少少ずつ値段がよくなつてきて、そうしてちよつとよくなつたんですが、去年の終わりごろですか、非常に外国からのオーダー、注文が少ないうです。少ないといふと、みんなやはり抱え込んでおつたら、たいへんなことだといふので、安くても出してしまふ。そこで値段が下落した。それでぼつぼつシーズンになりますから、また値段が直つてきて、たいへん皆さまでありがたいお考えで、こういうふうな規制をしていただきますが、しかし、それ以上に大きな自然の流れの、自然の需要供給の原理の上に立つて商売が行なわれておるんです。どうしてもこの大きな動きには従わなければならぬ。それで私どもの商売もしよつちやう上がつたり下がつたりしておるんです。規制のためにびたつと価格が安定して過当競争がなくなつた、こういうやうな工合にわれれの業界はいつてお

らないんです。ですから、ここまで来ておるから仕方がないですから、すべてそういう規制はお断わりしろと、団体法でもお断わりしよう、軽機械法もお断わりしよう、こういうところに私どもの——私も工業組合は理事長を二回もやつております。それから事業協会のほうには議長を四年間やつてきました。そうしてつづきに見てまいりましたが、結局いいことはありません。ぜひ廃案に、廢せられるように、お願いいたします。

○椿葉夫君 業界のいろいろ御意見のあることはわかりますが、意見の違ひは、ひとつここでもなしに別の機会にやつていただくことにして、お尋ねを続けたいことは、これはぜひ業界でやられる必要があるのじやないかといふことを感じます。で、実績だけをもつていて割り当てをもらつて實際は生産をしてゐない。アッセンブルのメーカーにやらせる。そうして部品を買ひ集めて組み立てをやるといふことは往々あるわけではございまして、その実績の割り当てなどややつておる者があるといふことを聞いております。これは石坂さんにも勝間さんにもお尋ねしたいんですが、そういう者についての業界としての自主的な規制といひますか、もう少し自立性がなければいけません。何か対策ございましてか。

○田畑金光君 ちよつと関連して。勝間さんにはいまの問題に關連してお尋ねするんですが、市川さんのお話によりまして、登録された業者が二百十三社あるけれども、実際には百五十一社で、あとワクをもつて、いま椿葉委員の

質問のような趣旨で売り買いしておるというふうなお話のように聞いたわけですが、それでも、そういう不健全な業者をなくするためにこの法律ができ、登録制度ができ、登録制度によって設備の改善とか品質の向上、こういうことをねらったのがこの法律の目的だと、こう思うのですが、いま言ったように、二百十三社、実際は百五十一社で、登録業者は二百十三になっているけれども、その実態が非常に不明朗な業者が存在するように聞いたわけですが、ほんとうなのかどうか、この辺の事情をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○参考人(勝間清君) いまの御質問に對しまして、実績者でないということとでございませう。結局私たちとしては青空メーカと申しておるわけなんですけれども、全然昔からの青空メーカではなくて、実績は持っていたわけなんです。現在の状況は、現状において、値下がりとか何とかという事になって、その実績を使わずに、いま言われましたように、それを片方のいわゆる注文の入ってくるころでもって使っていたというふうなことになるわけでございます。この点に關しましては、工業組合の私の考え、あるいは理事長の考えでは、再審査をして、登録再審査でございますが、再審査を当局と実施して、そうして登録の停止をする、停止というよりも登録の取り消しをするというところであります。それからもう一つは、各税務署、そのほうへ業者から行っていただきまして、営業届けの確認、それからこれは物品税に非常に問題がござい

ますので、物品税届けをしなければならいませう。そういう意味において、物品税の届け出の証明書をいただくます。もう一つは、営業をしておるのか、実際にほんとうのいわゆる青空メーカという実態を調査して、工業組合で処理したいという考えを持つて、いるわけでありませう。ところが話に聞きますというところ、通産で、先ほどの問題に關しましては、従来工業組合の理事会でも非常に取上げました問題でございまして、早く実態の調査をしてもらわなければ困る。私も工業組合の理事長をやっております。そのときから、ぜひ実態の調査をということでもって、昨年実態の調査に通産のほうで踏み切られておりました。ところが、おかしなことに、途中から横やりが入って、それを調査してどうなるんだとか、それでもっておれたちの権利をなくするのとかいふような、非常に不信な質問だとかいふようなものが、出たような次第であります。でも、現在の状況におきまして、そういったようなワケが右往左往しているよりも、実績者にそれを配分するということが一番好ましいことと、ございませうので、早く調査に踏み切りまして、そういったような断を下したいと、こう考へておる次第でございます。

○参考人(石坂貞貞君) 先ほどの質問とただいまの質問とをまとめてお答えしたいと思います。ミシンの調整数量といたしましては、一応規制地域をアメリカとカナダを第一地域、それ以外の地域を第二地域といつて規制しております。それでワケは、先ほどの直線、本縫ミシンというもののワケと、ジグザグミシンの二つになっております。

それから最初に直線ミシンの数量規制から出発しまして、その後ジグザグミシンの規制に入ってきたというふうな段階でございませう。直線ミシンのワケは、設定の際に持ちました実績は、一応輸出実績が大体七五%と思ひますけれども、七五%輸出実績を見よう、あと二五%は生産実績を見ようというふうな形で、直線ミシンはやつております。ジグザグミシンにつきましては、輸出実績と、輕機法で与えられました最大月間製造量を考え合わせたいわゆる生産規模、この両方をからみ合わせていま数量規制をしているわけでありませう。したがって、そういった実績績が入っておりますから、必ずしも大ワケをもちつておる人が大メーカではなく、中小メーカの中にもそういった大きなワケをお持ちの方がおられるわけでありませう。で、たまたま実績とそれから出荷がうまく見合わないという問題が確かにミシンにもございまして、そのワケを売り買ひするといふような問題も事実でございませう。しかし、先ほど申し上げました例の企業統合をやりました際に、そういった悪習を断ち切るといふような意味で、企業間の合同と両方一緒にして、いわゆる調整数量の譲渡といったような方式はやめさせてしまったわけなんです。だから、現在調整数量の譲渡という問題はない。たまたま見合わないという問題がいろいろございませうが、それを調整する意味で、輕機法の施行後二回は調整方式を考えまして、たまたま自分

は第二地域でジグザグミシンを出荷する予定はない。ところがジグザグミシンのワケがだいぶありますから、これを放出して、かわりに第一地域に直線ミシンの需要が多いから、これをやりたい、このワケを分けてもらいたいというところで、交換調整を二回ほどやりました。ですから、現在わりあい企業の実態というものとの出荷は、そういった点でうまく見合っているのではないが、それでもなおかつ数量が足りないというふうな問題も徐々にございませうけれども、そういった場合には、一応調整数量の増量という措置もいたします。あるいはまた、全般に輸出は好調でないけれども、この業者は非常にいい、しかもその仕向け地域も確かで、値段がよろしいというふうな事実がございませうれば、輸出確保のための特別の数量をあてがうというふうなことをやつております。それ以外に、内部でたまたま自分では数量が余つて要らないという場合、これは組合に供出させて、組合が希望者にお渡しするといふような方法をとりまして、現在のところでは、大体ワケを金で売り買ひする事態は防げているのではないかと、思ひます。そういったようなところの状況でございませう。

○田畑金光君 市川さんにお尋ねしますが、先ほどお話の中にもございませうが、香港でだいぶ品質の下らしい、わが国の検査基準よりかはるかに下らしいレベルの企業が、国際市場で非常に有力な競争手になっている。これは日本の双眼鏡にとっては一大脅威ではないかと思ひます。こういうことについて、あなたの御主張も、この法律を五年間延期することと不可分の関係にあるように思ひますが、あなたはこういう制度をなくしてしまつたほうが、国際競争力が強くなり、しかも品質も下

がらない。日本商品の国際市場における信用を低下させないでやつていけるというふうにお考えでしょうか、これが一つと、それからこれは皆さんにもお聞きしたいのですが、新しい登録を希望する業者というのはどの程度ございませうか、それからいま一つは、登録されて一定数量の割り当てを受けることは、やはり社会的信用などにも通ずるわけでありまして、登録制度がなくなつて、そうしてこの法律ができる以前の無政府状態になりますと、過当競争が起こり、業者のたたき合いが起る、こういう状態のもとにおいては、金融界などは一体この業種をどう見て、どのようかというふうなことに、ついで、どのようにお考えでしょうか。

○参考人(市川由勇君) 香港でやつてゐる双眼鏡というのは、二、三年前には粗雑であつて問題にならなかつた。ところが、もう最近では日本品とも遜色ないところまで進んでゐる。そうして、月産生産量が一四、五千のところまで進んでいる。さらに、大きな建物を建てまして、その中へさあつと機械なんか入れまして、こちらからも調査員を出したり、そのほかの調査のものたちによつて様子を聞いております。

それから宝源という香港でやつてゐる会社がありますが、宝源の社長がまゐりまして、オークラ・ホテルで事業協会でもって、一応こちらから出ていたものが世話になったからという意味でもって、お札の意味で呼んで夕飯を食つたのですが、日本で規制してくれてゐる間は、自分らのほうは枕を高くして仕事をしていける。こういうふうなことを言つております。香港で最初

トランジスタをやり出した。そうしたところが、最初数千くらいであったやつが、もう数万個から百数十万個、どんどんこれは人件費は安い、労力はたつぷりある。どんどんトランジスタがしてしまつて、日本のトランジスタが食われるというようになったのじやないですか。そんなような工合に、双眼鏡も光学機械、光学機械といつて日本内地でこそ大騒ぎしているけれども、この種の雑貨物ですね。雑貨物はもうどんどん野放しにしてやらして下さらないといふと、品質は衰えるし、もうこれはだめです。これは規制をはずしてしまえば、製品はびたつとよくなつちやいます。あとは製品がいいというので戦うか、価格が安いので戦うか、それより余地ないので、製品はもう刮目して見るとよくよくなりま

す。ずつと製品はよくなりまして、りつぱになりまして、そしてやりま

す。そして、香港、それから台湾、朝鮮等で、それぞれだぶあつてのやうなうちは日本は世界の競争に立ちま

さつていけませんけれども、この規制を長く続けておられれば、温室育ちで

もつて向かうの、日本じゃこれだけし

かできないし、価格もこれだけだとい

うような工合でもつて、向かうは野放

しでどんどんやつていきますから、し

たがって、生産コストにおいて立ちま

さつて、いい製品の争い、価格の争い

においても時代的にのびてしまふ。

ですから、この規制がもう一年または

二年これがおくられて、私も団体法の

規制命令延長をお断りするといふの

が、一年、二年おくれたときの業界は

みじめなものだと思つてゐるのです。

ですから、極力そういう点ではおくれ

をとらないようにしていかねければな

らないと思つてやっております。それ

から団体法だつてそうです。こんなも

のをやつて、ミシンなんかはうまく

いってやるやうで、それはけつこうで

す。ミシンのほうで、この団体法

はけつこうなものですからぜひお願い

しますといつて、皆さん拝み倒すけれ

ども、双眼鏡は団体法からはずして

らう。軽機械輸出振興法から除外し

てもらおうじやないか、何とかして除

外でわれわれの業者がたいへんです。

全部業者を集めてみれば、九〇%はこ

の法案には反対でございます。

○参考人(石坂元貞君) 双眼鏡が香港

でだいい問題になつてゐるやうです

が、ミシンの場合も、シンガーとい

う非常に巨大なブロックがあるわけであ

ります。このシンガーは世界的なシェ

アでもつてミシンの生産をされてい

る。シンガーはアメリカといふことに

なりますけれども、アメリカだけでな

くて、フランスにもあり、イギリスで

もドイツにもあるといふかつかつて

やつておりますが、現在世界の二十

九カ国にアッセンブル工場を持つてお

るというやうな事態になつておりま

す。たとえば、最近クアラルンプール

でもアッセンブルを作る、台湾でも作

るといふことで、その辺が非常に日本

側としても脅威を感じておる。同時に

また、シンガーとしても、そういう世

界的規模でやつてゐる以上は、ミシン

についてはやはりそれぐらいの規模あ

るいはそういう考え方で進める必要

があるといふことで、日本の輸出先に

対する非常な刺激になつてゐるのです

ね、ですから、ミシンがそういう輸出

問題ではうまいといつてゐるというよ

うなことになるのではないかと思わ

れるわけですね。これも香港のたたい

まの双眼鏡と同じやうな具体的問題

で、インドのウシヤという問題がある

のですけれども、この点がドイツに、

たしかCIEでもつて十一ドル何ぼと

いうかつかつてもつてミシンを売つて

いる実績があるのですが、ドイツあた

りのたまたま輸入実績を見ますと、一

昨年の一月から十二月までに五千二

百台をインドから買つてゐるわけだ

と。ところが、昨年に買つてゐるわけ

で、七月が五千二百台と、同じ実績を輸

入してゐるということになりま

す。インドあたりは非常に日本のミシン

にとつても脅威になつてくるというこ

は考えられるわけでありま

す。こう

いふ問題につきましては、最近例の

ガットの第三委員会が何かの問題があ

りまして、特惠関税を設けようといふ

動きがあるやうですが、日本といつた

しましては、こういふ点については大

きな関心を持つてゐた方がいい、それ

がいわゆるシンガーなり後進国のミシ

ン生産に対する動きでございます。

それから、先ほどの新規の登録者の

希望があるかといふ問題があるのです

でございますが、これはふたをあけてみ

せんとわかりませんが、現在希望した

いと言つてきたのは、おそらくない

じやないかと思つてゐます。たまたま、こ

れがミシンの、といったやうな機種

につきましては、登録をしなければ輸出

ができませんといふやうな具体例が一

件ございまして、それ以外に

登録をしたいといふ希望してゐるも

のは、いまのところはないのじやない

か。もちろんこれはふたをあければ、

先ほどの百九十何社といった問題があ

りますから、参加する可能性はあるか

もしれません。

それから、いわゆる調整のワケ等に

よりまして、金融界からの信用といつ

た問題でございますが、なるほど登録

をされてゐる輸出メーカーであると

同時に、また工業組合から輸出ワケを

もらつてゐるといふやうなものが、こ

れは具体的によくわかりませんが、こ

れは金融界ではやはり相当の評価をさ

れてゐるといふやうな話でございます

と。このワケがあり、しかも登録があ

りといふことがもしなければ、金融

の面でもつて輸出の手形が簡単に割れ

ないといふ事態は起るかと思つて

す。以上でございます。

○参考人(勝間清君) ちよつと市川さ

んへの御質問でわからないところを

う一つ……先ほど先生のほうから

の、新しい登録業者の問題ですが、こ

れは現在停止になつておりますから、

いま特に申し出はございせんから、

が、もしこれが廃止になる、団体法の

規制命令も廃止になつた場合には、こ

れはどなたでもおやりになれるので、

おそろく出てくるのじやないか。その

ときの場合のいわゆる過当競争だと

か、値下がりムードは非常に多くなる

のじやないか。すでにそういふやう

な風評が立つております。この問題は

商社からバイヤーに向かつて伝えられ

るところが非常に多いといふやうな

う、発注の停止、そういうやうな面

がこれはもうすぐに私たちに反映して

くるわけでございます。金融関係に

おきましては、今度の——こんなこと

を私が大きな声で申し上げても非常に

恐縮なすですが、金融の引き締めによ

りまして、だいたい銀行関係も苦しく

なつております。中小企業にはそれだ

けの金融の措置をとられたと言いま

すけれども、やはりその点は相も変わ

らず変わつておられます。問題は銀行

関係が、支店長その他にまゐりますと、

話によりまして、やはりこの双

眼鏡のいまの実態をよく把握いたして

おります。どういふ動向に行かうか

といふことを注目してゐます。です

から聞きますところ、私が実際に銀行

関係に当たつたところの体験に見ま

しても、この団体法並びに軽機械輸出

振興法案によるところといふものが、非

常に評価されてゐる、それによつて銀

行の金融の道も講じられてゐるやうに

私は推察するわけでございます。

○榊原君 もう一言だけ、最後にお

尋ねをいたしたいんですが、これはミ

シンのほうでしたか、生産量がぐつ

と上がつてきて、現在の需要の二倍に

なつてゐる。したがつて、輸出をどん

どん伸ばしていく努力をしなければな

らぬというお話があつたんですが、そ

ういふ状況のときに、この登録制度と

いうものをやめるといふことになる

と、そうしたい設備でなくできる

業界であるだけに、心配になるわけ

なんです。競争がより激甚になり、価

格のたたき合ひといふやうなことが、予

想される。先ほどもお話が出ました

が、EECの混合関税の問題なども、

明るい展望はあるやうですけれども、

それは確定しておる条件じやない。今

後、政府なり外交機関なども動員して

よほど努力しなければならぬ条件とい

うものは、まだ解決されてゐないやう

に思ふ。だからまあ、この法案の存否

については、皆さんの意見を伺って、後ほどそれぞれ各党で協議をしたいと思ふんですけれども、そういうわれわれが心配になりますような条件が、数々あるわけですか。

市川さんから最後に、そういうヨーロッパ市場の問題など、対抗策としてでも、日本双眼鏡の業界として、やはりこの法律はなくて、自由にやらしたほうがいいということを、みんなの力で対抗していくというふうなことは、やはりお考えになりませんか。

○田畑金光君 関連して。石坂さんにお尋ねしたいんですが、双眼鏡のほうは、勝間さんと市川さんと、同じ業界で全く相反した御意見のように承りましたが、ミシン業界の代表としては、事業協会の石坂理事がおられました、六十七社の代表という意見で、この法律の存続について、積極的な賛成論者だというように私は承ったわけですが、これはミシン業界全体としては、石坂さんが代表されておる御意見が、業界の一致した意見であるのかどうか、ミシン業界の六十七社の中にも、いま申し上げた双眼鏡の二つの会社の代表のお話のように、相対立した意見があるのかどうか、これも明確にひとつお話し願いたいと思います。

それからもう一つ、市川さんには、いま皆さんから御質問がありました、あなたがあなたのお考えでいくとした場合、自由競争で、それによって品質もよくなる、業界もよくなる、これも一つの見識だと思ふんですが、ただそういうふうないき方でいった場合に、海外輸出ということが、一番この業界の生命のようですが、めくら貿易という心配からこの法律の出できた大

きな事情があるんですが、海外の貿易関係については、どういうような方向で調整し、発展させていくのか、過当競争をどのように防止して、業界の輸出をさらに発展させていくのか、その点だけひとつ明確に……。

○赤間文三君 関連して一つだけ。私、市川参考人に尋ねたいんですが、われわれもともと自由を非常に欲するのですが、過去のいろいろな実例から見てみますと、貿易の障害というものは、過当競争——安からる悪かろうというふうなものをむやみに一べんに出したり、それから、たとえ品物はよくても、あまり急激に、短時間の間に一度に送り出すということは、貿易の秩序を書して、すぐもう故障が起こってくる。で、今日一番大事なことは、われわれが貿易秩序を維持するということが、日本の貿易の一番大きな問題じゃないか。今日これをやらなければ、日本の貿易は、私は、たとえ品物がよくて安くて、行き詰まるんじゃないか、こういう考えです。それでたとえ

ば、ただいまのお説のように、自由にするというのは、気持としてはおもしろいかもしれぬが、いよいよ輸出に秩序を立てぬでやらせるといふことになれば、まず、あまり出るのが多くなると、諸外国から輸入の制限というものが起こってくるようなことが考えられる。それからまた、いま言うた、なお、過当な競争が起こってくる、品質が低下してくる、そういうことで、われわれの気持ちとして、自由でいくならば、およそ日本の貿易に、問題を起こす危険がありはしないかといううな心配が、今後の日本の輸出について起こってくる。そういう点について

は、いや、それは自由にしてあげば、品質もよくなる、過当競争も起こらないというのですが、こういうことについて、市川先生は、どういうふうにお考えになっておるのか。われわれ過去の事例から見ると、どうもその辺がどうかという心配があるのです。これは重大な問題で、この問題だけじゃないと思う。ほかの問題においても、日本の貿易は、輸出秩序を確立するにあらずれば立ち行かない、大きな貿易はできない、こういう考え方を私は、一面に持っているのです。その点を、いまの椿先生その他の質問との関連でお聞きたい。

○参考人(市川由男君) 私どもは、いまのいろいろな規制を受けて、それら自分らの業態に全部からまっています、もう自縛自縛で非常に苦しんでおります。その観点から、あれも取っ払っちゃえ、これも取っ払っちゃえと、盛んにやっておりますが、パーツのほうは、私どものほうでは、せばはせせるのじゃないかと思っておりますが、まだそのほかに、商社ワタというのがあるのです。これは貿易管令の関係でもって、一応商社ワタというものがつくってあるのです。それで、それから、ちよつと勢いづいて、盛んに、あつちもはずせ、こつちもはずせとやっておりますけれども、結局、商社のワタは残るだろう、そうすると、その商社のワタの線、輸出の調節はできていくだろう、こういうふうにお考えしております。

それから、この規制が始まった当初と現在とは、たいへん違ふのです。労力なども、まるつきりなくなつてきちゃっている。いま人を雇うというこ

とは、中小企業の工場で、人を五人でも十人でもかえておけるといふところは、人をなでて、一生懸命に押えておくのですが、だんだんに大企業へ移つちやう。われわれのような中小企業のところへは、やめてこない。それから、大企業が、双眼鏡にかかろうとしても、こんなマージンの薄い、みな手でこつこつとたたいて、その工賃かせぎだけが仕事で、あと原価のほうは、全部コストがきまつちやうて、一銭一厘を争っている。ですから、これは大きいところがやめてきてオートメーションをやるとしても、これは砂を使い、水を使い、砂と水でもって、機械だつてすぐあれしちやいます。つまり、よほどの大資本をおかけになるならどうだかしのれないですけれども、何十億というような資本でもおかけになれば、何か画期的なことがでるでしょうけれども、普通の資本力では私どものやっておる双眼鏡は、なかなか大企業が乗り出してもできない。小企業のもの、このワタをみんなはずしちゃえば、われもやる、かれもやる、といったところで、ちゃんとそこには序列がありまして、商社と手を組んでおるところが仕事を持っていて、あとで物を納めさしてもらふというように、はずしてしまえば、おのずから秩序づけて、皆さん御心配になつておるようなぐあい、また、これをはずして一年もたつて、業界はどうかなと眺めてみたときには、統合すべきものはすなおに統合し、それから下請に落ちていくものは落ちていくし、上に立つて仕事を取つてきて配っているものは配るし、これは口と鼻を押えておいて手を放したらいへんぞと言つても、手

を放してしまえば、めいめいが自分らでぐあいよく生きて、一年なり二年なりたつた姿を現在と比較してごらんさい、必ず自由になつたときの姿のほうがよろしいです。すなおにみんなきまつ。いまのは、法の力でもって無理に一緒になれ一緒になれと言つても、これはなりたくなれないのに一緒になつたりいろいろして、無理になんぼワタをやからひつたほうがいいとか言つておりますが、なかなか人の気持がうまく融和しなければ統合なんかできるものじゃございません。それで答えよろしくございませう。

○参考人(石坂元貞君) ただいま私が述べましたことにつきまして、業界全体としてどういう考えかというお話でございませうけれども、実はこの軽機法の改正問題につきましては、私どものほうの業界では事業協会の評議員会がおもな審議機関になりまして、これを審議したわけでございませう。この評議員会と申しますのは、構成が組立業者が七名、部品の製造業者が二名、商社が四名、テーブルのメーカーが一名、さらにもう一名ジェトロが入つております。そういうような形でもって一応業界の意見、あるいはまた非常に大きな問題についての意見、そういうものを調整している団体の機関でございまして、これが一昨年の十一月の十七日だと思ひますけれども、第一回のこの問題についての会合をいたしました、その際に、軽機法につきましては、前向きな姿勢で積極的な意味でもって存続を要望するといふことが、まず最初的前提でございまして、その後、前後七回は、会合を

開きまして、とにかく一部におきまして、もっと積極性を加味してもらいたいといった意見もございましたけれども、そのままで存続賛成であるというものが、この評議員会の意見でございまして、でございますので、いわゆるアツセンブラーだけでなくて、全体の意見がこれの存続をお願いするということがまとまっておるんじゃないかと思ひます。これはことしの三月の三日の日に総代会がございまして、その際にまたお話しをしましたが、そのときにも確認をされております。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、午前の審議はこの程度にとどめます。

参考人の方々に、長時間にわたりまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。それでは、午後は一時十五分再開することとして、暫時休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後一時四十八分開会
○委員長(前田久吉君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

まず、昨日予備審査のため本委員会に付託されました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。福田通商産業大臣。

○國務大臣(福田一君) ただいま提案になりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業金融公庫は、政府関係中小企業金融機関として、一般金融機関が融通することが困難な長期資金を、中

小企業者に対して融通いたすことによりまして、中小企業の発展に多大の貢献をしているのであります。

当公庫は、これまでその資金源を政府からの借り入れに仰いできたのであります。最近、中小企業の近代化を早急に実現することが国民経済の均衡ある成長発展のために特に強く要請されてい実情にかんがみましますとき、この際、当公庫が債券を発行することにより、民間資金を調達する道を開きまして、中小企業に対する融資の一そのの拡充をはかることが必要であると考へる次第であります。

かような趣旨に基づきまして、今回、中小企業金融公庫法の一部を改正しようとするものであります。その概要は、次のとおりであります。

すなわち、中小企業金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、資本金の二十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券を発行することができるようにするものであります。これに関連いたしまして、政府が中小企業債券の元の償還及び利息の支払いについて保証することができるようになるとともに、中小企業債券の発行に関する手続等について所要の規定を設けることとしております。

なお、このほか、中小企業金融公庫の適正なる運営を確保するため、当公庫の監事の権限に関する規定を整備しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいませようお願ひ申し上げます。

○委員長(前田久吉君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後

の審査は後日に譲ることとしたします。

○委員長(前田久吉君) 次に、午前に引き続き、軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願ひます。

○榊養夫君 この前の委員会でも、大臣御出席でなかったのですが、ちょっとお尋ねはいたしたんですけれどもこの軽機械の輸出振興に関する法律は、三十四年の三十一国会で、これは成立を見たものであります。このときに、大臣も御承知のように、政府原案では五カ年の期限を付していませんが、衆議院のほうで時限立法とすることとなり、今日まで五年間推移してきたわけでありまして、さらに五年間延長を政府は望んでおられるわけでありまして、そこで、この五カ年の間に過当競争を防止するために、企業の近代化、あるいは輸出振興のための取引体系の確立などを主眼として、これはやってこられたわけですが、この五年の間にできなかったことが、さらに五年間延長することによって、立法趣旨の目的を達することができるといふことについて心配を、実はいたしておるのであります。これについて大臣どのようにお考えになりますか。

○國務大臣(福田一君) 腰かけていてお答えをさせていただきます。

お説のとおり、これは五年間の時限臨時立法でございましたが、その間に、輸出振興のための輸出秩序の確立という面においてかなりの効果をあげたと考えておるのであります。もう

十分な効果をあげたともちろん言いませんが、ある程度の効果をあげてまいりました。そして、なおかつ、いま申しましたような輸出振興をはかっていき、また過当競争を除去するという意味におきましては、ここにあげられておりますような業種については、なお、相当期間これを延ばしまして、そうしてその目的達成をはかることが必要である、こういう考え方でこの法案を提案いたしておるものであります。

○榊養夫君 これは他の業種では見られませんが、職業選択の自由を制限する内容を持ってあります。機械の使用制限とか、設備制限とかなどは違ひまして、業種そのものを登録制にいたしました。企業そのものの登録がなければやれないようにしておる限時法であります。自由経済の趣旨から申しますと、この種の法律というものは、これはすみやかに期間がくれば自由に解放すべきものじゃないかと思うのです。それを重ねてここで五年間の延長を政府は望んでおられるわけでありまして、午前中に参考人に来ていただきましていろいろ伺ったんですが、ミシン業界はさほどではございせんけれども、双眼鏡の業界では賛否半ばしておるようでございまして、もし、この法律が成立する、業界のほうではこういう規制を継続してもらつて困るというふうな、三分の一以上の登録業者の中で反対が出るというふうなことになると思います。法律そのものが空文になるおそれなしとしないのであります。それが、それについての見直し、及びそういうことになったときの対策などについて伺いたいと思ひます。

○國務大臣(福田一君) ただいまお話し

がありまして、職業選択の自由というものは、憲法第二十二條によつて「公共の福祉に反しない限り」ということが規定されておるのでありますから、できるだけこの種のものはないほうがいいということとはわかるのであります。しかし、実際問題として、この輸出の振興は日本にとりまして重要な国策にもなっておりまして、また過当競争によって輸出価格が低落する。現にいまでもそういう、この法律がなくなるのだから、ひとつというふうなわけで、双眼鏡あたりにはむしろ値段の買いたたきの傾向があらわれたりしておるような状況であります。輸出価格が低落を、そうしてそういうことをしますという、また過当競争の結果、国際信用をなくすということになりまして、そうすれば、大部分が中小企業でありますところの双眼鏡業者、またミシン業者というふうなものは、私は企業の経営が行き詰まるおそれが多分にあるのではないかと思ひます。お説のとおり、やはりある程度反対が双眼鏡業界の中にあるんですが、しかし、それならばといて、はずした後のことを考えてみるという、その悪影響のほうが大いといわれれば考えるものでございまして、やはりこの際は、この法律を通して輸出秩序の確立をはかりまして同時に、そういう過当競争のないようにしながら、相互がうまくこの問題を処置していくように行政指導なりあるいは何らかの指導を行なうようにすることが、業界のためにプラスである、こういう考え方をもちてこの法律の延長をお願いいたしておるわけでございます。

○榊原夫君 重工業局長にお尋ねしますが、あなたも午前中の参考人の御意見と一緒に伺ったわけですが、市川参考人のごときは、この三月二十何日かに予定される総会においては、九分九厘までという話がありましたが、まあさほどではないにしても、とにかく調整活動を振興事業協会がやりますのに、かくかくのこをやってもらう必要はない、かえって業界の発展の妨げになるというふうなものが三分の一以上、あるいは過半数に近く登録業者の中で起こってきたような場合、この法律がものをいねぬということになるように思うのですが、もしそういうふうになりますれば、これはどういう対策がかわつてあるのをごさいますか。

○政府委員(森崎久寿君) 二十三日の総会でどういうふうになるか、見通しの問題は、見通しの問題でございまして、どうなるかわかりませんが、ただ現在におきましては、双眼鏡業界全体が非常に最近の空気を憂えておりまして、賛成者のほうが非常に心配をしておるような状態でございまして、どういふかこうになるかはわかりませんが、万が一もし調整活動を今回もやめるといふようなことがございまして、本法の関係とは一応切り離してその問題が行なわれるわけにございまして、もちろん調整活動が中止されたいということになりますと、中小企業団体法によるアウトサイダー規制命令も出せなくなる。そうなつてまいりまして、この法律の登録の停止命令も一応廃止という形にならざるを得ないと思ひます。そういう事態におきまして、なお、この登録制の必要性は非常に

にございまして、過当競争の激化の傾向が、これから少しは登録停止の期間よりは起こるかも知れませんが、やはりこの登録制度によりまして過当競争の激化の傾向というものはある程度防げていける。と申しますのは、登録をするためには、やはり登録基準に従ひまして、その基準に合致するものでなければ登録されないわけにございまして、そういう過程を通じて、品質の向上ができるような業者だけが登録されるというふうなことになるわけにございまして、また、この登録自身がねらつております他のもの、すなわち輸出をします場合の責任の明確化、LJマークをつけたものでなければ輸出ができないというふうな効果とか、あるいはまた、アッセンブルメーカーというものはつかみにくい実態でございまして、この登録制によりまして実態を把握いたしまして、今後の輸出秩序確立のために役立たせるとか、あるいは先ほど申し上げました登録基準というこの実施によりまして、業界の品質向上をはかるというこの効果、並びにこの法律のもう一つの柱でございまして輸出振興協会の活動でございまして、この問題につきましても、従来から活動してまいりましたと同様に、なおそれ以上に對外活動の必要性を認める次第でございまして、今後ともそれを十分活用して実施していきたいと思つております。なお、一時的に調整活動が中止するといふふうな組合の決定がもしございまして、事態によりましては、また元へ戻るといふふうなことも考えられますし、二十三日の総会それ自身がやはり問題でござい

ますけれども、すでにもうそういう空気も若干見受けられるような事態でございしますので、この中小企業団体法そのものに対しての問題とこの問題とは、お互いに補充し合うものではあるものの、やはりこの法律自体の目的というものが一つ別にございしますので、そういうことでやっていきたいと思つております。

○榊原夫君 いや、私も、この生産の大部分の量を輸出に向けておる、ことにその業者が非常に零細なメーカーが多い、したがって、この品質の向上あるいは設備の近代化、輸出取引体系の整備というふうなことが必要であることは、これはもう認めておるわけでありまして、いろいろ参考人の話などを聞きますと、多少感情的なところもあつたんじゃないかと思うんですが、これも、官僚制の排除とか、それに何かが、振興事業協会の理事の中に通産官僚が入つておつて、その役人上りの人の言うことを聞かなければ圧迫されるのかどうかというふうな意見もちょっとございしましたが、この根本は、やはり登録制にして、しかも生産割当てをやつておる、その組合が行なう調整活動に対する業者の不満があるのではないかと感じました。その割当ての基準、数量基準というものを、輸出なり販売の実績、数年前の実績において行なわれておるようでありますが、これを、経済情勢も非常に目まぐるしく推移してきておるこの数年間でありまして、相当、本法施行当時の情勢とは変わつてきておるんじゃないか、その変わつてきておる情勢に基づいて、割り当ての再検討というふうなことが、業界の一部に不満があるのを緩和するゆえんじゃないか

ということを、先ほど感じました。局長からも前回、割り当て制について、数量の再検討というふうなことがやつぱり必要じゃないかという意味の答弁を聞きまして、大臣としても同様の考えでしようか。

○国務大臣(福田一君) 重工業局長がただいまお答えをいたしたように考えておる次第であります。

○委員長(前田久吉君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記を始め

○榊原夫君 前回も大臣に私は申し上げたのですが、この種の大部分の生産量を輸出している実際の業者で、とて海外市場の調査でありますとか、あるいはPRでありますとかいうものを個々の業者ではなかなかやりにくい。そこで本法の場合でも、ジェトロに、海外における調査活動なり宣伝活動を分担してもらつておるようですが、この制度は私、必要だと思ひますが、ところが、このジェトロの今年度の政府からの補助、どういふふうになつておりますか、不勉強でまだよく見ておりませんが、海外に駐在しておるジェトロの人に業務の大きい部分を担当しておるわけですが、ジェトロは、月給はもうのだけれども、現地に、十分目的を達してないといふことを出先でちよいちよい、諸外国を回りまして際に聞かされたのです。今年度の予算及び大臣の将来の御方針として、海外におけるジェトロの活動について、もっと積極的にやらせるような財政援助、経済援助ですか、国として

の補助というものが、私、力が弱いように思ひます。こういうジェトロの活動を助けていくための政府の御方針というものを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) ジェトロの拡充につきましては、実はことしも予算獲得上の一つの大きな目標にいたしました。去年に比べて大体四〇%ふやしておりますし、出資を五億とせるといふようにして、それから理事も増加するといふことにいたしました。近年ではこれほどジェトロに力を入れた予算はないかと思ひます。もちろんこれで十分とは思ひません。まだまだふやしていきたいとは思ひますけれども、これはかなり、一般予算が一四%か一五%伸びに対して四〇%にして、しかも出資も五億つけたといふことで、われわれの意欲のあるところをひとつおくみ取り願ひたいと思ひます。また事実上、いまおっしゃつた調査等の活動も不十分な点があれば、今後ひとつ十分注意をして、そういうことのないように努力をいたしたいと思ひます。

○榊原夫君 これは強く望んでおきたいと思ひますが、五億の出資増、これはジェトロがそのまま金が使えるのじゃなくて、政府出資の利息でもつてたしか、めし食つておるといふ仕組みになつておると思ひます。それで相当額の予算の増が得られたというお話ですけれども、伺ひますと、これは外務省の役人との何といひますか待遇の差を縮めるための経費であつて、活動費そのものがいわれるほど増額されたのではないといふふうに私は聞いておるのですが、まあこれをいまいどう申し上げるわけにございませぬが、この種の零細な企業、しかも生産の大半

○政府委員(森崎久壽君) 品質の改善につぎましては、われわれといたしましては最も力を入れるところでございますが、ただいまの香港製品につきましては、現在われわれの双眼鏡の、同種の双眼鏡に比べましては、なお品質は劣っているというふうに聞いております。ただ、今後どう、香港側は

ろいろと研究いたしました、これを引
き上げていくことが十分考えら
れることとございますので、これにつ
きましては、われわれといたしまして
も業界を指導いたしまして、品質の向
上をはかりたいというふうに考えてお
ります。その一案といたしましては、
中小企業の近代促進法、そういったも
のにこれを指定して品質の向上をはか
りたいというふうに考えております。

○近藤信一君 先ほど市川参考人の意
見を聞いておきますと、香港あたり
と将来競争していく上においては、や
はり今日のような調整活動のもとで輸
出をしておられるのは、やがて香港の双
眼鏡に負けるだろう。これをオープン
にして、野放しでやったらほうがいいん
じゃないか、そのほうが日本の貿易業
界にとっても有利であり、さらに品質
の問題でもどんと研究していくとい
うことができるから向上すると、こ
ういうふうなことを言っておられたよ
うでございますが、この点はどうか。

○政府委員(森崎久壽君) 乱売をする
ことによつて、香港製品をたたいとい
くという考え方は、われわれの考え方
からは相当違つた考え方じゃない
かと思ひます。われわれの考え方とい
たしましては、やはりあくまでもいい
製品をいい価格で売っていくというこ
とが最も大切なこととございますし、
また輸出先におきましても、アメリ
カ、カナダ、E E C諸国といった先進
諸国でございますから、そう安い品質
の悪いものを乱売するということとは
できないわけでございます。現在のこ
ろ、香港製品の輸出量とわが国の輸出
量との比較は、ちょうど十対一くらい

のところでございますので、このシェ
アを持つていく段階におきまして、あ
まりあわてないで、十分なる品質の向
上をはかつて、秩序ある輸出をはかる
というこのほうが究極のところ輸出
振興になるというふうに考えておりま
す。

○近藤信一君 先ほどいただきました
資料を見ますと、三十四年の双眼鏡の
価格が、これは輸出価格ですね、九
九、三十五年が八八、七〇セント、三
十六年が七九、七〇セント、三十七
年が八八、三三セントと同じで、三十九
年の二月には、七〇、二二セント
と、ぐつと値段が一ドル十一セントも
安くなつてくるのですが、この原因は
どこからこういうふうな値下がりをして
おられるのか、この点解明を願ひたい
と思ひます。

○政府委員(森崎久壽君) 双眼鏡につ
きまして、三十九年に入つて急に下がつ
ておりますが、実はこれは三十八年の
終わりごろからそういう傾向が見えて
おります。これはわれわれとしまして
も詳しい点はわかりませんが、大体二
点ありまして、一つはやはり香港製品
が出回つた、それに対する影響という
ことと、もう一つは、中小企業団法
によるところの出荷制限のワタを小ワ
タ業者その他の関係がございましたの
で、組合のほうで少し広くしたとい
うことによりまして、価格が下がつたとい
うふうに見ているわけでございます。

○近藤信一君 そういたしますと、
先ほど市川参考人が言つておられまし
たように、野放しでやるということに
なりますと、これはもつと輸出価格と

いうものが下がつていくというよう
な見通しですか。

○政府委員(森崎久壽君) 御説のとお
り下がつていくという見通しをいたし
ております。現に、最近双眼鏡の組合
でそういう動きが少しあるということ
だけで、輸出業者あたりから買い控え
の傾向があるというふうなことも伺つ
ているわけでございます。これが価
格面に響いてきますと、やはり相当な
価格の値下がりがあるのではないかと
いうことで、いま実は心配している
わけでございます。

○近藤信一君 そこで、野放しにした
場合、過当競争になつて、これがさら
に値がだんだん下がつていくという見
通しでございますが、そうなります
と、もしアメリカならアメリカで輸入
制限ということに引かかってくる。
これは綿製品の場合でもそういうこと
があつたわけなんです、その場合に
に、この綿製品の例をとりますと、ア
メリカで輸入制限にかかり、それから
国内におけるところの制限を加えた。
そうすると、今度は香港の綿製品が
市場をだいたいその後荒れているとい
う事実もあるわけなんです、それを市
川さんは言っているのではないと思
うのですが、この点はどうか。

○政府委員(森崎久壽君) 御指摘のと
おり、綿製品における同じように、
みづから自主調整をするものがばか
を見たというふうな結果になることも
われわれといたしましては、おそれる
わけでございますが、そういう点につ
きましては、対米関係の交渉を通じま
して、われわれの自主調整の真意を十
分知らせまして、そうして、単に数量

的な調整をやっているものだけが結果
的に損を見るというふうなことのな
いようにすることのほうが大切
じゃないかと思つております。

○近藤信一君 聞くところによります
と、その工業組合ですか、では、団体
法による調整活動をするべきだとい
う意見と、それから、もう野放しとい
ふのだという意見とだいたい接近して
おる。先ほど参考人からの意見が
あつたように思ひますけれども、だ
いふ接近しておる、そうすると、今
度は、調整活動がむしろ少なくなつて
くるのじゃないかと思ふのですが、この
点はどうか。

○政府委員(森崎久壽君) けさほどの
参考人の御説明にもありましたよう
に、この調整活動についての議論は、
出荷ワタの制限の方法について、常
にすべての人が納得し得るような体制
でないといふところに問題があるかと思
ひますが、そのワタの調整につきま
しても、きよりの参考人から御説明が
ありましたように、いろいろの検討を加
えて、何とかして皆の人々が一応納得
できるような出荷ワタのつくり方とい
うことについて検討しておられるわけ
でありますので、われわれといたしま
しても、他の業種において非常に成功
した調整のしかた、そういうものに
つきましていろいろと検討しまして、
この組合に対して、そういう計画を見
せたり、それからまた参考になるよう
な資料を渡して、あくまでも業界の自
主的な努力によりまして、そういう問
題を解決していただくということが一
番大切なことだと思つております。

○近藤信一君 そういたしますと、
業界が賛成と反対と伯仲する程度の勢
力で、両方がいろいろと議論をしてお
るのですが、行政指導の面はなかなか
困難になつてくるのじゃないかと思
ふのですが、この点はどうか。

○政府委員(森崎久壽君) けさ参考人
が御説明になりました点を少し詳しく
申し上げます。調整活動反対が七十
一名、賛成が九十七名というふう
に伺つておりますが、これは生産の全
体のシェアから申し上げますと、八〇
%の方々が賛成をしておられるとい
うような状態でございます。また、これ
に関連いたしまして、双眼鏡の部品の
組合でございますが、あるいはまた輸
出の組合でございますが、この組合は
すでに、調整活動をさらに延長するとい
うことを決定いたしましたので、中小
企業安定審議会に提出しているよう
な状態でございますので、そう大きな
トラブルなくして、この調整ワタの
問題についての検討が進められるよ
うな雰囲気が出てくるだろうといふ
ふうに考えております。

○近藤信一君 それからもう一つは登
録の問題でございますが、先ほど参
考人が言つておられましたが、新しく
事業をやろうとする場合は登録しな
ければならぬ。そこでいまは登録漏れ
というふうなものがありますか、現在。
○政府委員(森崎久壽君) 現在はこの
法律によりまして新規の登録を停止
いたしておりますので、潜在的に登録
を希望しておられる方をわれわれの
ほうではちよつとわかりかねるよう
な状態でございます。

○近藤信一君 これは権委員からも質
問があつたかと思ふのですが、たと
えば、登録をしなれば、これは仕事
ができないということになる。で、も

うこういうものは約五年経過しているわけなんです、きょうまでに。五年間という実績の上に立って新しくやろうとする人は、登録申請した場合には、登録をどんん許しても、これは五年間の実績の開きというものはあるんだから、そんなに心配することはないじゃないかと、私もいろいろと考えから思いますが、その点はどうか。

○政府委員(森崎久壽君) やはり潜在的にそういう需要があるということに對しまして、非常に敏感になりますので、そういうことを一つの契機といたしまして、値がやはり相当動いていくというふうにわれわれは観測いたしているわけでございます。

○近藤信一君 この双眼鏡のまあ製造というのか、製作というのか、私も現場を見てきたんですが、簡単に自分のできるというふうなことも言い得るもので、やはりいま局長が登録を野放しでどんん許していけば、現在もある会社で働いておられる人が独立してまたやる、こういうこともなるうかと思ふんです。そうしてやはりそれらに對するところの今度の輸出の問題も出てくるわけだから、そういうことはできないんだ、こういうことになるわけですねけれども、さらに現在私はただ会社に働いている人以外に、たとえば内職なんかやっている人があろうかと思うのですが、そういうのは輸出というふうな形でやっているのか、そういう下請も何もないんだ、こういうことなのか、この点はどうか。

○政府委員(森崎久壽君) その調査は私のほうではいたしておりませんが、

双眼鏡協会にはそういう形の下請はないように思っています。

○近藤信一君 双眼鏡にはそういう下請事業みたいなものはないように、局長言われておりますが、それはそれと別で、先ほど市川さんが特に言っておられたのは、何とか事業協会ですね、事業協会というものがあって、それに対するところの負担金を相当支払わなければならぬ。で、この負担金を払ってまでもやるということには、あまり効果もないというふうなことを言っておられたんですが、これはどういふことですか。

○政府委員(森崎久壽君) これは事業所の方々によりまして感覚が非常に違いますが、このミシン輸出振興事業協会の事業活動については、先般資料をもって御説明いたしましたわけですが、相当な海外活動をやっていくわけにございまして、それに対して非常に満足の意味を表しておられる方もありますし、また感覚としてそういうものをあまり高く評価しないという形の方もおられるかと思ひます。しかしながら、われわれのほうで率直に見まして、やはりミシンにつきましても、事業協会の一般的なPR活動以外に、EECの保護問題とか、あるいはシンガーミシン問題について具体的な成果をあげていくようにも思ひますし、また双眼鏡につきましても、アメリカ等におきまして非常に変わったPRのしかたをやっているというふうな点で、非常に効果があるんじゃないかというふうな考えがあります。

○近藤信一君 それから、これは賛成者側の勝間参考人が述べておられたの

でございますが、調整活動を改善していかねばならぬということをやつて意見を述べておられたのですが、調整活動を改善するということになるならぬのか、この点どうですか。

○政府委員(森崎久壽君) あくまでも中小企業団体の精神にのっとりまして民主的にきめられる問題でございますので、われわれが直接それに対して手を加えるということではないかと思ひますが、考え方としては、やはり調整活動を通じていい品物を作る、またその調整規程をよく守るメン

バーがだんだんとワケを大きくし、またさうでない人々があまり急激な形じゃなくして漸次ワケが減っていくというふうな、みんなに納得し得るような流動性のあるワケを考えていくということが必要かと思ひます。私どももいたしましては、手をこまねいてそれを見るのではなくして、先ほど申し上げました、他の業種において非常に理想的に動いているもの、あるいはこういうことに対して経験を持たれた方の御意見を承りまして、この業界に對して参考のためにそういうものを提供するというふうなことにによりまして調整活動、特に調整ワケの作り方について今後十分の検討をさしていきたく、こういうふうなことを考えております。

○近藤信一君 特に日本の双眼鏡が安くてドイツあたりの双眼鏡が高いということがあるわけですが、これは一口にいいいますと、ドイツの双眼鏡は高級品である、それから日本のは何とい

が、実際の輸出先の需要層といふか、そういうのは、あなたのほうで調べになった点からいくと、どういふところがおもに需要されておるのか、この点おわかりでしたら御説明願いたいと思ひます。

○説明員(山形栄治君) お答えいたします。詳細は判明しておらない点もあ

るわけでございますけれども、いま先生のお話のように、ドイツ等の高級品は、これは高級品であると同時に非常にブランドが売れておりまして、たとえばツイードというふうな、世界的に長年つちかわれました評価が確立しておりますための値段の開きというものが、相当程度日本品と外国品との間の値開きの原因になっておるかと思ひます。それだけのしむけ先の需要におきましては、一番大きいのが何といひましても、クリスマス、それから日本でもそうですが、学校の入学等におきまして贈答品が多いわけでありまして、この辺が、高級でない中級の日本製品が非常に圧倒的な比率を占めておる一つの原因といひますか、理由になつておるかと思ひますけれども、最近におきまして、双眼鏡、ミシン、特にだんだんと消費性向が高級化しまして、ポイントに乗って出て行くときの使用方法とか、登山のときとか、非常に双眼鏡で申しますと、倍率の大きくて、しかもわりあい携帯に便利のような双眼鏡、またミシンにつきましても、そういう傾向が徐々に需需先の面に拡大しつつありますけれども、先ほど申しましたように、何といひても贈答品、これはミシンもそうなんぞでございますけれども、嫁入り道具、あるいは贈答品といふのが非常に需要の大宗を占めて

おりますので、日本品の輸出といふものはそういう需要に強く支えられておる、こういうふうな考え次第でございます。

○近藤信一君 この法が制定されたときに、五年というところで、附則の第二条には「五年以内に廃止するものとす

る。」となつて五年やつてきたのだが、けれどもまだどうもいけないというところで、五年間もう一ぺん延ばしたい。こういう今度の法改正なんぞでございますが、これを五年で、もうあと五年延ばせば、もうこれはいいんだというふうな見通しで、五年というふうなことを、ここへ提案されたと思うのですが、またその半面五年も——いままで五年というところでやつてきて、五年以内で廃止するというところになつておるが、さらにこれを五年延ばさなければならぬのか。これは三年くらいで何とか完成できないだろうか。こういうふうにも思われるわけなんです。この点これはどうして五年はかかるのか、三年くらいではだめなんだ。こういうふうなことで、一体私どももいたしましては、五年をまた五年延ばすということは、いままで一体、何をやってきたのか、三年くらいにこれは縮まらぬのか。この点はどうか。

○政府委員(森崎久壽君) 改正案を国会に提出する際に、われわれといたしましては、いろいろ検討したのでありますが、固然と五年という数字は出てこないわけでございますけれども、従来の実績から考えまして、ミシンを米加向けの輸出体制に持つていくまで、いろいろ系列化のために努力したのでございまして、これには五年前後かかったんです。今後EEC諸国に對

しましても、そういう形で輕機械の輸出秩序の確立という目的を達したいということがございまして、そういう観点から、ひとつ考えたわけでございします。それからまた、先ほど申し上げましたように、今後のミシン、双眼鏡につきましても、やはり相当品質を高めていくことが必要でございします。この法律とは別に近代化促進法にこれを乗せまして、そうしてこの品質の向上をはかっていきたいという一つの考え方を現在持っておるわけでございします。近代化促進法もよく御案内のように、五年間ということ、一応促進ははかれるわけでありまして、そういう点、いろいろ考えまして、まず、この五年間延長をいただきます、われわれの考えておる輸出秩序の確立を完成できるのではないかと、いふふうに考えております。

○近藤信一君 この品質というものは私は固定したものではないと思うのです。今日のように技術が発達してまいりますと、次々によくなっていく。品質が向上していく。で、五年間でまた期限を延ばしまして、五年後に、そのときは局長はまあ局長じゃない、大臣くらいにはなつておられるかも知れないけれども、そのきとまた五年というふうなことが今までの例からいくと、しばしばあるわけなんです。その見通しはどうですか。

○政府委員(森崎久壽君) われわれはもうこの五年でもって、一応この形の輕機械輸出振興施策は十分ではないか。その時代におきまして、また新たな事態が起こるといふことも考えられますが、現実においては、この五年間でもって一応所期する目的を達成する

ことができるのではないかと、いふふうに考えておるわけでございします。たとえば輸出振興事業協会がやりますところのPR業務につきましても、過去五年間と今後五年間、十年間のPRを続けられ、一応日本のミシンにつきましても双眼鏡につきましても、その内容が十分に相手方にわかるのではないかと、いふふうな観点から、まずこの五年間の延長によりまして、目的を達成することができるといふわけでございします。

○榊原夫君 三十八年、一番近い年度でいいんですが、ミシンの輸出総額——金額にして、それから双眼鏡の輸出金額というのはどのくらいになっておりますか。

○政府委員(森崎久壽君) 家庭用ミシンにつきましては、この統計資料にございしますように百八十億、ドルに直しまして四千六百万ドルでございします。双眼鏡につきましては六十五億、ドルに直しまして約千八百百万ドルでございします。

○榊原夫君 先ほどの参考人のお話を伺いますと、生産の九五%を輸出しておる、双眼鏡の場合。たしかそういう話があったと思うのですが、これからこの四千六百万ドルあるいは双眼鏡の千八百百万ドルというのは、この線での輸出は伸びていくものと、こう思うのでありますが、一方、設備の近代化といふことはあまりなされてない、いふふうに思っています。従業員数は年々漸減しておるのです。三十三年に四千五百人であったものが三十八年には三千人となつておる。しかもそれが年々減つておる。政府としては、こういう生産の九〇%も、それ以上も輸出に

仰ぐような業種の労働確保ということについては、相当援助しなければならぬといふふうに思ふのです。それは、厚生施設でありますとか、賃金の関係でありますとか、いろいろやはり条件はあると思ひますけれども、この年々従業員数が漸減をするという傾向は、これはちよつと注意を向けなければならぬ点だと思ふのですが、こういう対策はいかがでしょうか。

○政府委員(森崎久壽君) 非常にむづかしい問題でございまして、御趣旨の点は全くわれわれとしては賛成でございしますが、その手段、方法につきましては、実のところあまり考えられていないわけでございします。やはり根本的には、ミシン、双眼鏡が非常に安定した業種であり、かつ利潤もなかなか適当な利潤を得られるような業種にするといふことによつて、労働が安定するといふことが一番大きな点であるかと思ひます。なお、先ほど申し上げましたように、中小企業近代化促進法に、ミシンの部品とか双眼鏡を指定いたしました。設備の近代化ということによつて、労働不足を補つていくといふふうな方法をぜひとていきたいといふふうに考えております。

○田畑金光君 ちよつと関連します。人の問題ですね、あなたのほうから出た資料によれば、ミシン、双眼鏡に従業員数の推移といふこの資料によれば、双眼鏡は三十二年が四千八百八十一名、三十三年六千六百八十八名、三十四年六千八百四十名、三十五年七千八百七十七名、三十六年六千七百四十九名、こうなつておる。さっきの市川さんでしたか、あの人の話したあれ——これは資料で出した数字と市川

さんの説明したやつと同じなんです。

○政府委員(森崎久壽君) この機会にお断りいたします。私どものほうから御提出いたしました資料は、工業統計によるものでございまして、部品が全部ここに入つておりました。先ほど参考人が申されたのは、完成品だけの労働者の数だといふふうに思ひます。

○榊原夫君 この双眼鏡の業界で先ほど討論会みたいなことになったのです。できるだけ今後の行政指導において、業界が一体化することが本法の目的を達する上にも重要だと、こう思ひます。で、何うわけですが、市川参考人の参考意見の中に、事業協会に対して負担金を払つておるが、協会の業務はこれに見合った効果をあげていないといふことがある。で、これは業界が負担金をどの程度払えるか。それから輸出検査などで支払う手数料、あるいはほかに会費といふようなものはあるのか。臨時徴収といふようなものはあるのか。そういう点についてお聞きをすることに、見合った効果をあげていない。何とか見合った効果があると思ふのですが、お考えはいかがでしようか。

○政府委員(森崎久壽君) ここにたまたま数字がございまして、どういふ形でそういう負担金のものが払われるかといふことについて御説明申し上げます。事業協会に對しまして、双眼鏡一個につき三十円、輸出組合が徴収するものが三円、検査協会が二十二円といふこととございします。なお、完成品の双眼鏡でございしますから、その

前に鏡体とかレンズとか成型、そういうおのの工業組合に對していろいろと支払われるものがある。その合計いたしますと、約八十円程度のものになるわけでございします。それからこの輸出振興協会の活動状況は、事業報告書で御説明申し上げましたが、そういう具体的な活動を個々の事業者がいかによく知らせるかということについて、今後十分われわれのほうも組合側に対して注意をいたして、自分たちが払つた金がどういふふうに使われたのかといふことについて、單なる事業報告書だけによつて明らかにするといふことではなくて、それぞれの活動状況に応じて各メンバーに周知徹底するようにしたいと思ひます。実際の仕事としましては、いろいろとマーケット・リサーチであるとか、あるいは現地の業者との会合とか、いろいろなことをやつておるわけでございします。それをむしろ個々の業者に知らしめる内部的なPRの点について欠けておる点があるのではないかと、いふふうに考へるわけでございします。その点はよく組合当局にも注意をいたしたいと思つております。

○榊原夫君 この双眼鏡の一個当たり八十円といふことですが、やはり高価なものもあり、安いものもある。いふことですが、それは一個当たりといふことの負担金になるのですか。

○説明員(山形榮治君) お答えいたします。いま局長が申し上げました八十円といふのは、アメリカ向けのFOB価格二千九百円といふことを前提にいたしまして、それぞれの組合なりがそのFOB価格に應じて

はりこの法律によるこういう思想とこういう計画の統制があつたから、経済の指導性があつたからできた、こう思うのです。私は、五年後の状態を考へてみても、同じように私はこの状態は続くのだと、こう見るのです。そこはやっぱりもっと経済の本質的なあり方からくる私は宿命じゃないかと、こう思うので、先ほど来答弁を聞いておりますと、まあ五年後は撤廃してもいい状態になるだろうという御答弁のようですが、私はそれは安易に過ぎると、こう思うのであります。五年後になれば、またこの法律について延長するなり、あるいはそのまま踏襲するなりということでも、別の規制の方法を考えなくちゃならなくなるんじゃないや

いかと、こう思うのですが、その点はどうかでしょうか。

○政府委員(森崎久壽君) 少々甘い考え方かも知れませんが、現在米加向けにやりましたミシンの例に見ますように、輸出ケースをはっきり確保いたしました。E.E.C.その他の諸国についても系列販売がうまくいくようになり、そういうことによりまして、団体法によりましての出荷制限もうまくいき、また価格の維持につきましても、そういう系列ができることにより、スムーズにいくというふうな考えでいるわけでございまして、そういう体制ができれば、まあこの法律がなくなる時代がきて、その形で進めることができるのじゃないか。また、それまでに品質の向上につきましても、この法律によって推進している業界が十分の努力をいたしました結果、新しい業者がみずからその高い品質のものの生産に急に乗り込むということも非常にむずかしくなるといことが考えられますし、また先ほど申し上げましたように、海外へのPRにつきましても、過去五年間、将来五年間、計十年間の間のPRを続けていくことによりまして、一つの段階がくるのではないかと、もう一歩に考えております。ただ、また全然思ひがけない新しい事態がきましたときに、この法律の延長が行なわれるか、あるいはまた別の形でこれが出るか、こういう法律が出るかということについては、ちよつと私もいまのところ申し上げることができないわけでありまして。

○田畑金光君 まあそれは質問しても、それ以上の答えもできない問題だと思ふので、その程度にとめますが、

次にお尋ねしたいのは、たいへんけさの参考人の意見の中では、通産省の干渉、介入が度を過ぎていて、あるいは多過ぎるような説明がなされたわけですが、ところが、先ほど来通産省が、この二つの業界に対してどういう具体的な援助措置をとっているかという、そう大きな援助措置も現実とはなっていないように私はお聞きしたわけですが、まあ輸出銀行を通ずる金融措置、あるいは商工中金等を通ずる金融措置であるとか、ジェットロを通過する間接的な援助措置等に限定されているわけですが、それに対して、けさの参考人のお話しは、そういうわずかな援助にもかかわらず、通産省の介入が多過ぎる、こういう話があったわけですが、そこで、どういふ点にしかれば監督行政ですか、強過ぎるのか、これを私はお聞きしたいのですが、ただこの法律のたてまえが一方においては設備の登録というところ、もう一つは事業振興会を通じて輸出の援助措置、こういう二つの仕事がこの法律の骨組みです。その二つがこの法律の骨組みであるとすれば、それぞれの骨組みの段階で、通産省はどういう関与があるいは介入をなさっておられるか、ひとつそれを御説明願いたいと思ふので

○国務大臣(森崎久壽君) この法律に即して申し上げますと、まず最初に登録をいたします際に、登録基準をつくりまして、その基準に合致するものについて登録をするという、その登録の基準をつくるというところで、まず介入され、関与するわけでございます。それからあとは、主としてこの振興事業協会の業務でございますが、振興事業

協会の業務につきまして、もちろんこの業務の内容は総代会の一致した意見によりまして運営されるわけでございますが、これに対する役員、会長及び監事から役員、会長及び監事、それからこの協会の行ないます事業計画に対する認可、それから一般的な協会に対する監督、この事業協会の事業報告書の聴取、こういうことが法律に基づくところの関与でございます。

○田畑金光君 そこで、私はいま局長の説明なされた第一の登録の基準というものは、あくまでも政府、通産省がつくられて、その基準にかなうものを登録するというものになってくるわけですが、そうなつてきまして、二百十三社の登録業者の中で、実際仕事をやっているのは百五十社前後である。あと五十ないし六十というものは単にワクをもたせて、ワクの売り買いをやっている。まあブローカーみたいな存在だ。こういうように私は説明を聞いたわけですが、けさほどの参考人の話を聞いた感じが……そういうことを見ますと、登録業者の登録基準というのは通産省がつくられて、そこでこれは適格業者であるかどうかというふうにかけるには、登録基準の段階によって十分できるはずだと思ふ。してみるとならば、二百十三社の登録を受けたならば、二百十三社はほとんどな設備を持ち、能力を持ち、技術を備え、品質管理等においても、十分規格に適合する品質を確保する業者でなければ登録基準に該当しないはずですね。しかし、先ほど来の質疑応答を聞いておりますと、何か局長の御答弁は、ワクの増減等については、あくまでも業界の自主

的な問題だというふうな話のようですが、しかし、私は登録という段階において、その能力を持たざる業者については、当然そこで整理され、あるいはまた適格条件を持つように指導助成がはかられるべきだと思ふので、その点はどうかでしょうか。

○政府委員(森崎久壽君) この軽機械輸出振興法に基づきます登録は、主として検査方法、品質管理方法、それから設備、技術者ということが――技術者がこの登録にふさわしいものであるかどうかという観点からの登録でございまして、出荷数量そのものについての問題につきましては、もっぱら団体法によるところの調整規定に譲られているわけでございます。もちろん御承知のとおり、登録の段階におきまして、実際に設備は持ち、技術者は持っているけれども、実際に仕事をしないというふうなことが見受けられれば、そのときは一応問題にいたしますけれども、やはりそういう営業の意思があるかないかというふうなことを、登録の段階で確かめることは非常に困難でございます。やはり団体法のところの調整規定によりまして出荷量をお互いにきめていくということになるかと思ひます。そこで、実際に団体法によりましてワクをもちながら、仕事をしないというふうなものが出た場合に、どうするかというところでございまして、これはまず第一的には業界の工業組合でもって、そういうものし、からワクがあるとするならば、その整理をするなり、その処理についてきめていくということになるのでござい

でありまして、ワクのお互いの配分とか、融通し合うということは、組合の自主的な仕事の範囲でありまして、うが、しかし、問題とするところは、単なるワクをもつてそれを権利として売り買いをするような、そういう不健全な業者をなくして、健全な業者で、しかもりっぱな品質で、しかも輸出競争にたえ得る業界をつくらうというものが、この法律のねらいだと思ふので、そのために、いま局長の御説明のように、第八条に登録基準というものがあつて、幾つかの条件が備わることになっていくわけですから、しかもこの法律を実施してすでに五年間になるわけですね。その五年間の間に、それは業界の自主的な仕事だといふふうなことで、通産省の指導行政といふものが何ら徹底していないとするならば、この法律のできた大きな趣旨というものがまだまだ表現されていないといふことですね。これは二百十三社の中で、まともなこの基準に該当する登録業者が百五十社前後しかないという事です。一体、そのことは私は通産省の監督行政の責任でないかと思ふのです。私はそれはそっちのほうで、業界のほうで自主的にやる仕事なんだからといって、私は逃げるというわけにいかぬと思ふのです。しかも、五年間経過しておりますし、しかもこれから五年間延長しようというのだから、少なくともまじめな業者がまじめな仕事をやっている実態くらいは、やはり通産行政の指導の中から当然出てこようと思ふのですが、その点どうな

○政府委員(森崎久壽君) けさはど参

考人の方のおっしゃいましたように、私どものほうは、実際には監査をやっているわけですが、そして今後ともお話のとおり十分な監査をいたしまして、業界がうまくまわらないよう、そういう青空業者といいますが、そういう方がないよう十分の努力をしたいと思います。ただ、こういう業界でございまして、たまたまある時期に仕事があった。そのために休んでいくという場合と、それから全くワタの上で眠って遊んでいるというところのけじめが、非常につきにくいような問題もございまして、非常にむずかしい問題ではございますけれども、ただいま御指摘のとおり、事業活動の中心であり、またそこから一番不服だとか、いろいろな問題が起るところでございまして、今後とも十分に注意をいたしまして、指導していきたいと思ひます。

○奥むめお君 閣下。局長さんによつと伺いますが、いままで五年やつていらつしやるのだから、いろいろな実績を持つていらつしやると思ひますけれども、百幾つとおっしゃったか、百九十一が、ほんとうに働いているのは百五十ぐらいしかない。先ほどの参考人のおっしゃいましたね。あなたの方のお調べはどうなつていますか。

○政府委員(森崎久壽君) 以前に監査いたしましたときは、それらしい……。

○奥むめお君 いつでございしますか、それは。

○政府委員(森崎久壽君) 昨年の秋でございしますが、昨年の秋にやりましたときには、約三十程度の事業者がそういうことをやっていたのではないかと、いうふうなことを発見いたしました。

十分に注意をいたしたのでございします。こちらから行政的な権限に基づきまして勧告をしたことがございします。けさほどの百何十名というものについては私たちは存じておりません。

○奥むめお君 そうしますと、あなた方は的確に現実を把握していないということになりませんか。

○政府委員(森崎久壽君) けさお話しになりました数字が正しいかどうかという点につきましては、われわれのほうとしましては十分に、ああいうことがもう一度あるのかどうかという数字の根拠につきましても検討していただきたと思ひます。私どもとしましては、現在のところ約三十件について注意をしたというふうな段階でございします。

○奥むめお君 私、ほんの、きょう聞いてびっくりしているわけではございしますが、参考人が全然別の角度から意見をおっしゃつて、どちらも見ておると、役所が規制に介入する、そのことと、精神も、実質も理解しない人があるのじゃないかしらん、PRが足りないのじゃないかと思ひます。たいへんいいことでは、役所は、指導してくれれば、金もくれるのだし、それになおかついやだ、やめてほしいと言つておられます。これはどういふうにわれわれが感じとつたらいいのかしらと思ひつて聞いておりました。ね。あなたのほうが一番責任をおとりにならないうちでございします。

○政府委員(森崎久壽君) 小出さん、言われたとおり局長のお出しになった数字は控え目ですね。小出さん、それは、それを今度はどうか、古い資料かということも、いま

おっしゃいましたね、ミシンとか、双眼鏡とかいうふうなもの、どこの家庭でもほしいものですね。ですから、それが日本から出る前に、いろいろ混乱しているというところは非常に残念なことだと思ひますけれども、どういふうに見通しがつきますか。

○政府委員(森崎久壽君) ただいま御指摘のありました第一点でございします。個々の事業者が、この法律で意図しているところ、また中小企業団体が意図しているところについて、十分にお理解がないという点につきましても、組合ないし役所側のPRが足りないというふうな点があるかと思ひますが、その点につきましては、今後とも十分におわれわれとしては努力をいたしたいと思ひます。特に業界が零細でございしますし、しかも零細でありながら、非常に高度の技術が必要として、また一番大切な輸出を背負つていて、この点につきましては十分に今後心がけていきたいと思ひます。

それから、先ほどのからワタの問題でございしますが、けさのお話と私どもつかんでおります数字との違いでございしますが、これは至急にけさのお話の出所、それからどういふ観点から調査されたかという点を十分に伺ひまして、われわれのほうの今後の参考にしていただきたいというふうに考えます。

○田畑金光君 もう一つだけお尋ねしておきたいんですが、いまの数字も確かに確かめたらわななくちやなりませぬが、もう一つ確かめたらわななくちやならぬことは、双眼鏡の中で、先ほどの参考人の話では、この法律延長に反対するものが、七十一対九十七でした

か、こういう反対意見の業者がいると、そうしますと、ほとんど半々ですね。それをまた局長、いかにもそうであるというふうな前提の上に立つて、先ほどの質疑応答を聞いておりますと、答えておられましたが、業界の実態は、実際そんなに反対が多いのですか、皆さんのほうで観察されて一応の動向はおわかりだと思ひますが、賛成、反対意見がどの程度になつておるのですか。

○政府委員(森崎久壽君) 実はこの問題につきましては、過去三回にわたつてしまして評議員会が開かれ、そのつど賛成が非常に多くて、賛成されておつたわけですね。そのときはたしか全会一致というふうな同つておられますが、ところが、ごく最近に行なわれまして、このおきまして、賛成九十七、反対七十一ということになつております。そのよつてきたるゆえんのものは、あまり私たちのほうからいろいろと介入して調べるということもどうかと思ひましたので、一応現在のまま、そのままにしておきますが、過去三回の空気から見まして、急にこういうことになつたという点につきましては、ちよつと私たちのほうも理解に苦しむ点がございします。

○田畑金光君 そうしますと、政府は、過去三回は賛成者がほとんどであり、圧倒的に多かった、最近急に情勢が變つて反対意見が強くなつてきた。で、もしそのような空気、そのような情勢で推移した場合、三分の一以上が団体法に基づく規制命令に反対した、こういうことになつてきますれば、先ほど局長は、この問題についての答弁は、それでもなおかつ本法の趣

旨を十分生かし得るというお話でしたが、しかし、この法律のねらいというのは、提案理由説明の中にもはっきりと書いてありますが、両業界の目標である輸出の拡大と、海外市場への積極的なマーケティングを行なうため、従来の中小企業団体法等の施策を補完するために制定されたのが本法である。これはあくまでも補完法であつて、本

家本元は中小企業団体法による運営だ。中小企業団体法による調整命令等についても、業界の自主的な意見、動向によつて処理されるんだ、もし、三分の一以上が反対の意見ということになつてくれば、団体法に基づく調整活動などということは、これは発動することができなくなつてきて、当然、この法律の一つの柱である登録停止の問題等も、通産省としては、これはやめねばならぬということになつてくるわけですね。そうなれば、この法律の趣旨というものは半分の使命というものはなくなるんじゃないやありませんか。かに、輸出振興事業協会が残るからといって、輸出振興事業協会が残るからと事業者全体が参加して、初めて輸出振興事業協会の使命というものが全うされるのであつて、登録の停止ができなくなつたということになつてくれば、おのずから輸出振興事業協会の役割、機能というもののもそこで大幅にこれはなくなつてしまふのであつて、そういうことを考へてみますと、最近のこの業種の動きというものは、しかも簡単に、局長の先ほどの答弁のごとく樂觀できるわけじゃない、こゝろ私は考へるわけですね。やはりこの法律が延長され、さらにこの法律がその目的とする使命を達成するためには、団体法に基

づく、三分の一以上の反対で、業界がこの法律の精神に即してやつていこうとする体制ができなければ、これは私は法律の精神がなくなると思うので、この点についての考え方と対策、所見を伺いたいと思います。

○政府委員(田中榮一君) きょう竹下政務次官がちょっと差しつかえがございしますので、私がかかりまして出ました。一応、ただいまの田畑委員の御質問に對しましてお答え申し上げたいと思います。

この双眼鏡の生産並びに輸出に關しましては、実はもう相当の長い間いろいろと組合の内部におきましても紛糾がございまして、実を申しますと、私の選挙区の中にあるものが大部分がこの生産業者なり輸出業者でございします。したがって、われわれも両方の意見はいままで十分聞いておるわけでございます。そこで前から、もう昨年来からワタをひとつひねり撤廃してもらいたい、こういうことをわれわれのところにも何回も陳情なり嘆願がまゐっております。で、また一面、このワタがあつたほうが、将来の今後の輸出体制を整備するとか、あるいはまた品質の向上がぜひ必要であるからして、これをぜひとも残してもらいたい、こういうまた一派の陳情もございまして、両方の間に立ちまして、われわれも第三者としていろいろまあこの問題について考えておつたわけでありまゝ。そこで、だんだん組合の内部の事情を聞いてみますと、中には、こうして本法を存続して、そうして本法の適用によつて今後の運営をしていくというところについては何ら支障はない。しかしながら、組合が自主的に現在割

り当て制をやつておりますので、それに対して、いろいろやり方に対して非常に不平不満がある。だから、こういうものは非常にかえつて弊害があるのだから、こういうものを政府がこのまま認めておくというのでは、かえつて弊害があるのじゃないか。中には、相当生産意欲がございまして、そうしてもう設備をどんどん拡張して、もっと生産したいというものの中にもあるわけですから、ところが、従来の実績によつて生産の割り当てを受けるものでありますから、もっと生産をしたいという意欲と努力を持ちながら、どうしても生産することができないというものは、非常に不平であります。この割り当てに對しましては、したがって、私も、先ほど奥委員から仰せのごとくに、政府側といたしまして、いまだしく本法の精神なり趣旨を十分にひとつ理解をさして、そうして反対する者に對しまして、こういう趣旨なんだからというところを十分に理解をさして、そうしてなかつ、その運営のやり方について、まずい点があり、またやり方について不適当な点があり、不公平な点があるならば、これはひとつ政府としまして、組合に十分に勧告いたしまして、その方法等につきましても反省をさせ、これを是正していく必要があるのじゃないかと、かように考へております。しかしながら、本質的に絶対にこれはもう必要はない、こんなものは必要ないのだ、全部撤廃しろという意見の者の中にはございします。しかし、こうした一部の意見のあることは、これはどうもやむを得ないと思ふのであります。まあ今後の双眼

鏡の輸出をさらに振興させ、またこれの品質の向上をさせるためには、本法の存続というものは、まあ第三者から、私もその当時はやむを得ないのじゃないかと考へておつたわけがございしますが、今後ひとつこの方面に、政府としても努力いたしまして、いろいろ皆さま方の御意見も十分拝聴いたしまして、こういう点を取り入れてまして、是正すべきものは是正していったらどうかと、かように考へております。

それからなお、これは五年経て五年後にどうするかというお話でございしましたが、むしろわれわれとしては、こういうものはなるべく早く撤廃したほうがいいのじゃないか、自由主義経済においてもこういうものはなるべく自由によつたほうがいいのじゃないかと、こう考へております。が、何分現在の双眼鏡の業界の現状から見ますと、これを野放しにするということとは、非常に将来混乱を来たすおそれもございします。で、まあ、めどとして一応五年程度をひとつ存続して、この規定は「五年以内に廃止するものとする」という表現になつております。したがって、業界がこういうものをもう存続しなくてもよろしいのだというやうな水準に達しましたならば、これはわれわれはあくまで五年間だけこれをやらなくちゃいけないのだというやうな意思は持つておりません。これはまあできれば、なるべく早い機会にむしろ野放しにしてもいいのじゃないか。しかし、それは業界がそういう状態になるという条件のもとに、そういう野放しにしても、何ら混乱を生じない、絶対に安全だというやうな状態であり

まするならば、これは私は五年を何もあくまで固持する必要はないと思ひますが、まあ、一応めどとしては五年というところをひとつめどにさしていただきまして、そしてこれでもって、さらに業界の刷新改善をはかつていったらどうか、かように考へておるわけがございします。

○田畑金光君 政務次官のお話はそれとしてよくわかるんです。ただ私の考へ方は、この種法律は、いまのミシンの双眼鏡というものを考へると、しかもこれがほとんど輸出商品だということ考へると、また零細企業であるという性格から見ると、この種法律は必要だという前提なんです。むしろ私は、五年経過後もこの法律をなくする条件は生まれてこぬのじゃないか。これは政務次官のお話のように、輸出秩序が確立され、業界の事業運営が、自主的に秩序ある運営ができるならば、理想としては法律をなくすることは望ましいことであつても、五年後にこの法律をなくする条件は私はなかなかこぬと、こう思ふんです。したがって、私はこの法律の必要を認めるという前提の上に立つて、この運用については、いろいろいま政務次官の御答弁のように、十分善処されることを要望しますが、何と云つてもやはり不満の出るところは、そのワタの割り振りの問題だと、こう思ふんです。しかも、そのワタの割り振りにあつて、先ほどの質疑応答の中で明らかになつたやうに、全然設備があるのか、技術を持つておるのか、技術者がいるのか、それから五十ないし六十社の業者が、単なるワタを持つて、ワタの権利の売り買いによつてもうけておる、

いわばブローカー的な存在がまだあるやに拝聴いたしましたから、そういうやうな面はひとつ行政指導によつてなくしてもらいたいということが一つです。それから第二の、実はいま局長に質問いたしましたのは、もし、かりに、今後二十三日の総会で、三分の一の多数がこの法律の精神に基づく調整活動はもう反対だときめた場合に、団体法に基づいてこの調整活動というものができなくなつた場合に、その上につくられたのがこの法律のたてまえがくずれれば、この法律の施行等についても大きな障害が出てきますから、私はこの法律の採決等についても、二十三日の動きを見なければ、法律の機能というものが疑問が出てきます。その段階においては、それまでは疑問が続いておりますから、三月二十三日の業界の自主的な結論を見なければ、この法律を論議するのめどとかという感じを持ちますから、その点に對して、局長はどのように見通し、どのような指導をなされようとしておるのか、それをお聞きしたわけなんです。

○政府委員(森崎久壽君) もしそういうふうな事態があつた場合には、先ほど申し上げましたように、団体法に基づく調整行為が廃止されるわけがございまして、したがってアウトサイダー規制命令も廢止される。そこでこの法律に關連してまいりますのは、新規の登録をいまだとところ停止しておりますが、その停止措置がなくなりまして、新規登録ができるというふうな形になるわけがございまして、その意味では登録業者が数が増えるという可能性が出てくるわけでありまゝ。それ以外の

点につきましては、やはりこの登録制のメリットと申しますか、登録のあるもののだけのメーカーによつてつくられた製品が輸出されるということだとか、あるいはアッセンブル・メーカーを登録することによりまして、その実態を把握するとか、あるいは輸出振興事業協会の活動によりまして、対外活動が継続されるという、そういうメリットというものは、なお依然として残るわけでございます。なお、根本的に、この団体の調整活動が、調整業務を実際に停止するかどうかというふうな問題でございますが、私どものほうは客観的な情勢からこれを考えまして、やはりこの間のようなことでなくして、調整活動は再開されるという見通しを持っておるわけでございます。またその点は、この双眼鏡の組み立て業者だけの問題でございます。また、あの部品業者並びに双眼鏡の輸出業者、いずれも調整活動は従来どおり継続いたしまして、そういう所要の手続をいま踏みつつあるわけでございます。ひとり完成品メーカーだけが調整活動をはずして、みずから非常に不利な立場にみずからをおとしれるというところはあり得ないかと考えております。あくまでも調整活動はおそらく再開されるものというふうに考えておるわけでございます。

○田畑金光君 私が一番最後の、調整活動は再開されるであろうような方向に指導するなり、業界の世論の統一をはかるように御努力願いたいというものが結論です。以上です。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日は、これをもって散会いたします。
午後三時四十六分散会
三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、電気工業法制定に関する諸願
(第一〇八六号) (第一一一六号)
(第一一一七号) (第一一一八号)
(第一一一九号) (第一一二〇号)
(第一一二一号) (第一一二二号)

第一〇八六号 昭和三十九年三月四日受理
電気工業法制定に関する諸願
請願者 鳥取県米子市錦町一ノ

紹介議員 中田 吉雄君
一四九 高木重正

電気保安の確保と電気業界の混乱を避けるため、次の事項を内容とする「電気工業法」をすみやかに制定し、業界の向上育成を図られたいとの諸願。
一、電気工業法の登録認可制度を制定すること。
二、電気工業法の工事責任の限界点を設けること。
三、電気工事士免許状受領後三年―五年の実績を開業資格条件とすること。
四、電気工事を分離発注制度にすること。
五、電気工業業者代表を電気工業法の工事指定検査機関に参画せしむること。
六、電気工事者の関係法規運用について、地区別業者代表の参加を求め、運用の適正、公平を期すること。
七、電気工業業者に国家的育成を図ること。

電気工業法は、電気事業の一翼として生活文化と工業生産の原動力である電力供給に伴う不可欠の設備業者であり、重要基幹産業の生産はもとより人の生命、財産に対して保守、保安をものなる重要性和特殊性をもつものである。このように重要な使命の存する業界にかかわらず、国家的配慮がされていない。

第一一一六号 昭和三十九年三月五日受理
電気工業法制定に関する諸願
請願者 山口県宇部市東区緑町一丁目宇部電気工事協同組合理事長 松田利助 助百二十一名

紹介議員 二木 謙吾君
この諸願の趣旨は、第一〇八六号と同じである。

第一一一七号 昭和三十九年三月五日受理
電気工業法制定に関する諸願
請願者 鳥取県米子市錦町一ノ
協同組合理事長 高木重正
紹介議員 石谷 憲男君
この諸願の趣旨は、第一〇八六号と同じである。

第一一一八号 昭和三十九年三月五日受理
電気工業法制定に関する諸願
請願者 鳥取県米子市加茂町二ノ四一米子電気工事協同組合理事長 安部寛治

紹介議員 仲原 善一君
この諸願の趣旨は、第一〇八六号と同じである。

第一一一九号 昭和三十九年三月五日受理
電気工業法制定に関する諸願
請願者 神奈川県平塚市新宿一、〇四二神奈川県電気工業協同組合平塚支部内 藤田時次外二百四十三名

紹介議員 河野 謙三君
この諸願の趣旨は、第一〇八六号と同じである。

第一一二〇号 昭和三十九年三月五日受理
電気工業法制定に関する諸願
請願者 福岡県田川市大字伊田田川電気工業協同組合理事長 古久保実誠
紹介議員 亀井 光君
この諸願の趣旨は、第一〇八六号と同じである。

第一一二一号 昭和三十九年三月五日受理
電気工業法制定に関する諸願
請願者 山口県萩市上原五五五山口県萩市電気工事協同組合理事長 河上屋千代雄 外百二十名
紹介議員 吉武 恵市君
この諸願の趣旨は、第一〇八六号と同じである。

第一一二二号 昭和三十九年三月五日受理
電気工業法制定に関する諸願
請願者 山口県萩市上原五五五山口県萩市電気工事協同組合理事長 河上屋千代雄 外百二十名
紹介議員 吉武 恵市君
この諸願の趣旨は、第一〇八六号と同じである。

電気工業法制定に関する諸願
請願者 新潟市上大川前通六番町一、二〇七新潟県電気工業協同組合理事長 永井市太郎
紹介議員 小柳 牧衛君
この諸願の趣旨は、第一〇八六号と同じである。

昭和三十九年三月二十五日印刷

昭和三十九年三月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局